

令和7年白浜町議会第1回定例会 会議録(第2号)

1. 開 会 令和7年3月13日 白浜町議会第1回定例会を白浜町役場
議場において 9 時 5 9 分 開会した。

1. 開 議 令和7年3月13日 10 時 0 0 分

1. 閉 議 令和7年3月13日 15 時 1 8 分

1. 散 会 令和7年3月13日 15 時 1 8 分

1. 議員定数 12名

1. 応招及び不応招議員の氏名
第1日目のとおり

1. 出席及び欠席議員の氏名
出席議員 12名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1 番	廣 畑 敏 雄	2 番	松 田 剛 治
3 番	小 森 一 典	4 番	溝 口 耕太郎
5 番	堅 田 府 利	6 番	正 木 秀 男
7 番	辻 成 紀	8 番	西 尾 智 朗
9 番	水 上 久美子	10 番	横 畑 真 治
11 番	長 野 莊 一	12 番	黒 田 武 士

欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事 務 局 長 泉 芳 明 事 務 主 任 鈴 木 保 典

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町 長	大 江 康 弘	副 町 長	愛 須 康 徳
教 育 長	豊 田 昭 裕		
富田事務所長			
兼農林水産課長	古 守 繁 行	日置川事務所長	東 剛 史
総 務 課 長	玉 置 康 仁	税 務 課 長	中 尾 隆 邦
民 生 課 長	小 川 敦 司	住民保健課長	濱 口 伊佐夫

生活環境課長	榎 本 崇 広	観 光 課 長	新 田 将 史
建 設 課 長	清 水 寿 重	上下水道課長	山 口 和 哉
地域防災課長	木 村 晋	消 防 長	楠 川 雄 平
教育委員会			
教 育 次 長	廣 畑 康 雄	総務課副課長	山 崎 正 和

1. 議事日程

日程第1 一般質問

1. 会議に付した事件

日程第1

1. 会議の経過

○議 長

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

本日、総務課 小川副課長の欠席の連絡を受けておりますので、報告いたします。

なお、総務課 山崎副課長が出席しておりますので、併せて報告いたします。

地方自治法第113条の規定に基づき、定足数に達しておりますので、ただいまから白浜町議会令和7年第1回定例会2日目を開会いたします。

日程に入る前に事務局長から諸報告を行います。

番外 事務局長 泉君

○番 外（事務局長）

諸報告を行います。

本日は一般質問を予定しています。

本日、休憩中に議会運営委員会の開催をお願いいたします。

予算審査特別委員会の参考資料をお手元に配布しております。

以上で諸報告を終わります。

○議 長

諸報告が終わりました。

ご了承のほどよろしくお願いします。

次に、去る3月4日に設置しました予算審査特別委員会の委員長に、6番 正木君、副委員長に、7番 辻君と決定しましたので、ご報告いたします。

これより本日の会議を開きます。

（1）日程第1 一般質問

○議 長

日程第1 一般質問を行います。

通告順に従い、順次、質問を許可してまいります。

通告順1番、10番 横畑君の一般質問を許可してまいります。

横畑君の質問は、一問一答方式です。通告質問時間は、70分でございます。

質問事項は、1つとして、老朽化するインフラ問題について、2つとして、年金生活支援給付金について、3つとして、公民館等の使用についてであります。

初めに、老朽化するインフラ問題についての質問を許可します。

10番 横畑君（登壇）

○10 番

おはようございます。10番 横畑です。ただいま議長の許可をいただきましたので、通告順に従い一般質問を行います。

まず初めに、老朽化するインフラ問題について。

近年、全国的に多くニュースで取り上げられている道路の陥没や老朽化するインフラについてであります。発生日時、2025年1月28日午前9時50分頃、現場は、埼玉県八潮市の県道交差点。事故内容は、道路が突然崩れ落ち、2トントラックが陥没穴に落下、運転していた男性は現在も救出されていない。埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故の原因は、下水道管の腐食によるものとされています。具体的には、下水道管が硫化水素によって腐食し、穴が空いたことが原因です。この腐食した下水道管から土砂が流れ込み、地中に空洞ができたため、道路が陥没しました。また、事故現場の地盤が軟弱であったことや、交通量の多い交差点であったことも影響しています。これらの要因が複雑に絡み合い、今回の大規模な陥没事故が発生したと考えられています。

陥没事故、もう1点。参考までに全国では、下水道管に起因する陥没事故が年間約2,600件発生しています。そのほとんどは50センチメートル未満の小規模なものでありますが、100センチメートルを超えるような大規模な陥没も2%程度発生しています。また、2025年2月11日、千葉県大網白里市で、水道管が破裂する事故が発生しました。事故の概要ですが、発生日時、2025年2月11日午前3時頃、現場は千葉県大網白里市です。事故内容としましては、水道管が破裂し、約10メートルの高さまで水が噴き出しました。道路の中央部分が約2メートル陥没し、周辺の住宅やアパートに被害が出ました。

このようなニュースを多く耳にする気がいたします。

ここでお聞きいたします。昨年度における白浜町内の下水道関係の修繕、復旧などは何件ありましたか。

○議 長

横畑君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番 外 町長 大江君（登壇）

○番 外（町 長）

おはようございます。本日もよろしくお願い申し上げます。

ただいま、横畑議員より、老朽化するインフラ問題に関し、昨年度における白浜町内の上下水道関連の修繕、復旧件数についてご質問をいただきました。

当町の水道管及び浄水場の上水道施設につきましては、昭和40年代に建設されたものが

多く、また、下水道施設につきましては、白浜町の公共下水の管渠は、昭和63年から施工されており、一番古いもので約40年近く経過しております。南海トラフ巨大地震など大地震発生との逼迫性が指摘されている昨今において、大規模災害に備えた上下水道施設の耐震化の整備が急務となっており、今後多額の費用が必要となりますが、計画的、効率的な耐震化の促進に引き続き取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

昨年度における白浜町内の上下水道関連の修繕、復旧件数につきましては、上下水道課長より答弁をさせます。

○議長 長

番 外 上下水道課長 山口君

○番 外（上下水道課長）

おはようございます。

上下水道関連の修繕、復旧件数につきまして、ご答弁申し上げます。

まず、上水道における昨年度の漏水等の修繕、復旧件数につきましては、上水道の区域では104件、簡易水道の区域では5件の修繕工事を行っています。小規模なものが多く、大規模な陥没事故等に発展した事案はございませんでした。また、下水道における管路の修繕、復旧等は特にございませんでした。

以上です。

○議長 長

10番 横畑君

○10番

どの自治体でも、下水道インフラの老朽化は喫緊の問題であると思います。白浜町でも、広範囲において張り巡らされ、住民生活に密着しております。耐用年数や都市部との構造の違いについて答弁を求めます。

○議長 長

番 外 上下水道課長 山口君

○番 外（上下水道課長）

耐用年数や都市部との構造上の違いについてご質問いただきました。

上水道施設の地方公営企業法上の耐用年数ですが、電気や機械設備などを除き、配水池などの配水設備は60年、水道管路は40年となっています。下水道施設の耐用年数は電気や機械設備などを除き、水処理施設、管路施設ともに50年となっています。

上水道の都市部との構造上の違いについては、白浜町は、土地の起伏が激しく、配水池も多いため、町内でも水圧の高い地域と低い地域があります。水道管の大きさについては、道路内の一番大きなもので、直径が70センチメートルとなります。都市部の平野部では、配水池に接続されている配水本管については、一般的に水圧は高くなりますが、各使用者に給水を行うための配水支管については、配水タンクなどに接続されているため、一般的に水圧は低くなります。水道管の大きさについては、直径が2メートルを超えるものもあります。

下水道の都市部との構造上の違いにつきましては、例えば今回の埼玉県八潮市の事故は、42年経過した直径約5メートルの下水道管が腐食し、道路陥没に至ったもので、事故の影響を受ける人口は120万人と、広域にわたる大規模な下水道施設であります。また、雨水と汚水を同じ管で処理する合流方式となっております。白浜町の公共下水道は汚水のみを処

理する分流式となっており、処理面積は約１７７ヘクタール、整備人口は約３，５００人、管渠の延長は約３５キロメートルとなっております。管渠が一番大きいもので、全体の１％未満ですが、直径８０センチメートルで、埼玉県の事故の下水道管と比べても、かなり小規模なものになります。

以上です。

○議 長

１０番 横畑君

○１０ 番

下水道を分けて答えていただきたいのですが、年度、あるいはここ数年、どれほどの対応が必要とされていますか。答弁を求めます。

○議 長

番 外 上下水道課長 山口君

○番 外（上下水道課長）

今後の取組についてご質問いただきました。

上水道管路については、上水道と簡易水道の総延長が町内で約３００キロメートルありますが、毎年、水道管路を耐震管に更新を行っています。今後も耐震管への更新に引き続き取り組みとともに、浄水場や配水池等の施設につきましても、耐震化や老朽機器の更新に取り組んでまいります。

下水道につきましては、処理場は平成２８年度より地震津波対策を実施し、令和７年１月末で完了しておりますが、処理場の機械設備等が３０年以上経過しており、それらの更新を行うため、令和６年度、令和７年度の２か年でストックマネジメント計画を策定し、令和９年度から、機械設備の更新を実施したいと考えております。

管渠につきましては、令和９年度以降の改築費用の国庫補助の要件に、下水道管路台帳のデジタル化が求められているため、令和７年度に下水道管路情報ＤＸ化事業として、台帳の電子化を行い、その後、耐震化を含む管渠の更新に取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議 長

１０番 横畑君

○１０ 番

老朽化の事故は今後も増えてくると考えられます。事故を未然に防ぐことも考えますが、そのような対策や点検など具体策が立てられていれば回答を求めます。

○議 長

番 外 上下水道課長 山口君

○番 外（上下水道課長）

老朽化の対策や具体策についてご質問いただきました。

一番の対策としましては、水道管路の更新となりますが、多額の費用が必要となることから、維持管理として、令和３年度より地区を２つに分け、２年かけて、町内の水道管路の漏水調査を実施しているところです。未然に漏水箇所を特定して修理することにより、大規模な陥没事故等を防ぐことができているものと考えてございます。

また、下水道につきましては、管渠やマンホールは、平成25年度より、テレビカメラなどによる調査を実施しており、御幸通りや浜通りなど大きな幹線道路については既に調査を終えています。現在のところ大きな損傷等は見つかっておらず、小規模な不良箇所については、順次修繕等を行ってございます。引き続き調査を実施してまいります。

以上です。

○議 長

10番 横畑君

○10 番

自治体は事務系と技術職員を合わせても数人以下のこともあり、職員の高齢化も相まって、業務は深刻です。背景には、総務省の集中改革プランなどによる取組が行われました。このときに行われた町の集中改革プランの取組の内容について答弁を求めます。

○議 長

番外 総務課長 玉置君

○番 外（総務課長）

おはようございます。

ただいま横畑議員から、当時実施された集中改革プランの取組内容についてのご質問をいただきました。

平成17年3月29日に総務省が示した「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」によりまして、全ての自治体は行政改革に集中的に取り組むため、おおむね平成17年度から平成21年度までの具体的な取組を住民に分かりやすく明示した計画、いわゆる集中改革プランの策定が求められました。白浜町におきましても、上下水道業務のみならず、町全体の業務において、平成18年度に「白浜町財政健全化プラン」を策定し、平成22年度にかけての5年間、歳入の確保や事務事業の見直し、民間活力、指定管理者制度の活用、定員適正化など、多様化する行政需要に対応できる基盤づくりを行うため、様々な行政改革に取り組んできたところでございます。

以上です。

○議 長

10番 横畑君

○10 番

これらの取組により、下水道職員も大幅に削減されました。1995年には約6万2,000人だった職員数が2020年には3万9,000人に減少しました。これにより、効率的な行政運営が求められている一方で、インフラの維持管理に課題が生じています。今の全体的な現状です。白浜町もこの改革時、取り組まれていることと思います。しかし、下水道は、住民の命と暮らしを守る大事な施設です。現場では、人にしかできない作業が多数あり、職員の技術やノウハウは重要な財産です。技術系職員を抜本的に増やすべきと考えますが、白浜町の今の現状の体制でいけるのですか。

○議 長

番外 総務課長 玉置君

○番 外（総務課長）

ただいま横畑議員から技術系職員の確保を含めた職員体制についてのご質問をいただきま

した。

白浜町におきましても、行政改革における定員適正化計画に基づき、取組を進めてきた結果、町全体の職員数として、平成18年合併当初の400人から、現在では316人に削減され、そのうち、上下水道課としては、同じく23名であったものが16人に減少となっています。議員ご指摘のとおり、上下水道は住民生活に密着した重要なインフラであり、それらを維持管理する技術系職員の確保については、必要不可欠と考えてございます。現在におきましても、土木技術や建築技術、電気技術を有する職員や水道業務の専門職として採用している水道職を確保し、一般事務職員と合わせた体制により、安全かつ適正な上下水道業務の運営に努めてございます。今後も、その培ってきた技術やノウハウについて継承していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議 長

10番 横畑君

○10 番

下水道に関しては以上になります。

ここからは、道路関係について質問させていただきます。

白浜町では、国道も県道も町道でつながっています。もちろん当たり前の話ではありますが、住民にしてみれば、どの道路にしても不具合があれば町に相談するわけであります。今年度における道路調査を含む緊急を要した修繕工事など、どのぐらいありましたか、回答を求めます。

○議 長

番 外 建設課長 清水君

○番 外（建設課長）

おはようございます。

緊急を要した修繕工事箇所数のご質問をいただきました。

町道では、道路パトロールを月1回実施してございます。今年度については、小規模な修繕箇所はその都度あり、修繕工事を実施していますが、緊急を要した大規模や重要な修繕箇所はございませんでした。

以上でございます。

○議 長

10番 横畑君

○10 番

それでは、町としての対応と、国や県、スムーズに行われていますか。答弁を求めます。

○議 長

番 外 建設課長 清水君

○番 外（建設課長）

ご質問の町への道路の不具合に関する情報提供があった場合につきましては、適宜聞き取りや現場確認により、場所や状況を把握して、各道路管理者に連絡しています。特に危険性のある場合等は、現場対応の協力を行っております。また、災害時等の夜間・休日の連絡体制も整っており、陥没や崩土等の情報連携を行い、適切に対応していただいております。

以上です。

○議 長

10番 横畑君

○10 番

道路の白線などで薄くなったり、見えにくくなったりしている部分なども、管轄関係なく修繕はスムーズにできていますか。困難な場合があるのであれば、具体的にお答えください。

○議 長

番 外 建設課長 清水君

○番 外（建設課長）

ご質問の道路の路面標示の修繕につきまして、路面標示には道路構造を保全し、交通の安全と円滑を図るため、必要な場所に設置している区画線と、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、道路の交通に起因する障害を防止するため、必要な場所に設置している道路標示があります。

区画線は道路法に基づいて各道路管理者が設置し、維持管理を行い、道路標示は道路交通法に基づいて公安委員会が設置や維持管理を行っています。管理区域を越えての修繕等を行えないため、お互いの予算措置の状況によりずれが生じることもございますが、各道路管理者及び公安委員会と情報連携を図りながら、区画線や道路標示の設置と維持管理に努めています。

以上です。

○議 長

10番 横畑君

○10 番

道路の白線も町にとっては非常に大事なところであります。観光のまち白浜であります。ぜひ気を配っていただきたいと思います。もちろん問合せや目に留まることがあれば報告させていただきます。

今後に対応をお願いしまして、この質問に対しては以上になります。

○議 長

以上で、老朽化するインフラ問題についての質問を終わります。

次に、年金生活者支援給付金についての質問を許可します。

10番 横畑君

○10 番

次に、年金生活者支援給付金についてであります。

この給付金、本人やご家族が該当しているのに、申請していないだけで受け取れないというケースがあるんです。日本全国でももったいない人が続出しているこの給付金、しっかり知っておけば、生活の助けになるかもしれません。重要な通知が来ていたけれど、どこに行ったか分からない、よく分からなくて、放置しているという方はご注意ください。これを放っておくと、本来もらえるはずのお金が受け取れなくなるかもしれません。

また、給付金の対象が、自分に関係ないと思い込んでしまい申請を忘れている方もいらっしゃいます。ご本人が該当していなくても、高齢のご両親が要件に当てはまっているかもしれません。年金生活者支援給付金制度は、令和元年の消費税10%になった、この税金が上

がったときに始まった制度で、これらは比較的新しい制度です。この給付金は収入が一定額以下の年金生活者の支援をするための制度です。

それでは、この給付金の支給を受けるには、どのようにすればいいのでしょうか。答弁を求めます。

○議長 長

横畑君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番 外 住民保健課長 濱口君

○番 外（住民保健課長）

横畑議員から、給付金の支給の手続についてのご質問でございます。

議員ご承知のとおり、年金生活者支援給付金は国の制度になり、消費税率引上げ分を活用し、公的年金等の収入金額や所得が一定基準以下の年金受給者の方の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものでございます。給付金の受け取りには、年金生活者支援給付金請求書の提出が必要となります。ご案内の手続につきましては、日本年金機構、白浜町内の方でありましたら、田辺年金事務所にお問合せをしていただくことになります。

以上です

○議長 長

10番 横畑君

○10番

給付金の支給の手続は、当地域でありましたら、田辺年金事務所が管轄になり、そこに問合せをするということでもあります。

それでは、次に、年金生活者支援給付金の対象ですが、65歳から受け取る老齢基礎年金受給者の方は、老齢年金生活者支援給付金という給付金で支給されます。障害基礎年金を受給の方は、障害年金生活者支援給付金が支給されます。遺族基礎年金を受給の方は、遺族年金生活者支援給付金が支給されます。では、それぞれの対象要件をご説明ください。

○議長 長

番 外 住民保健課長 濱口君

○番 外（住民保健課長）

年金生活者支援給付金制度の対象要件についてのご質問をいただきました。

ご質問のありました年金生活者支援給付金は、議員からご説明をいただきました3種類のいずれかになりますが、対象要件について、厚生労働省作成の年金生活者支援給付金請求手続のご案内、令和6年4月版のリーフレットからご説明をいたします。

1つ目の老齢年金生活者支援給付金の対象者は65歳以上の老齢基礎年金受給者で、前年の所得等が87万8,900円以下、世帯全員が市町村民税非課税であること等でございます。

次に、2つ目の障害年金生活者支援給付金の対象者は、障害基礎年金受給者で前年の所得が472万1,000円以下であること等となります。

次に、3つ目の遺族年金生活者支援給付金の対象者は、遺族基礎年金受給者で前年の所得が472万1,000円以下であること等の要件を満たしている方でございます。

以上です。

○議長 長

10番 横畑君

○10番

給付金の対象要件について説明をいただきました。

それでは、実際の請求手続については、どのようになっているのでしょうか。

○議長

番外 住民保健課長 濱口君

○番外（住民保健課長）

請求の手続きについてのご質問でございます。

既に給付金を受け取られている方につきましては、再度の手続は不要ですが、新たに受給対象になられる方には、毎年9月初旬頃から、日本年金機構、年金事務所から請求が可能な旨のお知らせが届きます。同封されているはがき、年金生活者支援給付金請求書に記入をして、ポストへ投函することにより、10月分から給付金を受けることができますと、国から示されてございます。

以上です。

○議長

10番 横畑君

○10番

国の制度ではあることは承知していますが、町ではこのことについてどのような取組が行われているのかについても、教えていただきたい。

○議長

番外 住民保健課長 濱口君

○番外（住民保健課長）

町の取組についてのご質問でございます。

町の取組としては、日本年金機構からの依頼に基づき、年金生活者支援給付金対象者の所得情報を提供しています。また、年度の途中で高齢年金等の年金受給開始により、年金生活者支援給付金の対象となる方に対し、請求書様式を配布し、申請を促しています。そして、年1回、年金生活者支援給付金制度について広報誌に記事を掲載し、対象者や申請手続について広報をしているところでございます。

○議長

10番 横畑君

○10番

ここで勘違いして申請していない方もいらっしゃるのではお聞きいたします。

例えばになるんですが、お父さん、お母さん、娘さんが同一世帯として暮らしているとします。お父さんは70歳で非課税、お母さんは65歳で非課税ですけれども、娘さんは会社員で課税になっています。この場合は1人でも課税対象者がいるので、お父さん、お母さんが非課税でも、年金生活者支援給付金は受給できないということになります。同居していても、娘さんと親とで世帯を分離している場合は、親と子はそれぞれ世帯が違うというふうにみなされますので、この場合、お父さん、お母さんは非課税世帯となり、年金生活者支援給付金の対象となります。

この給付金はお一人お一人に支払われるもので、年金生活者支援給付金の受給要件を満た

していれば、2人とも受け取ることができるということになりますか。

○議長 長

番 外 住民保健課長 濱口君

○番 外（住民保健課長）

受給要件を満たしているかのご質問であります。

年金生活者支援給付金を受け取ることができるかどうかは、お近くの年金事務所に、年金生活者支援給付金請求書を提出した後、日本年金機構で決定をしていただくことになります。詳細なお問合せにつきましては、白浜町内の方であれば、日本年金機構田辺年金事務所にお問合せをお願いいたします。また、給付金専用ダイヤルも設けられておりますので、ご利用をいただければと思います。

なお、町へ直接ご相談いただいた場合には、支給要件を確認し、請求が可能か、年金事務所へ紹介もさせていただいております。ご理解のほどお願いいたします。

○議長 長

10番 横畑君

○10番

町ではそのような対応をさせていただいているということです。

それでは、先ほど3つの給付金の対象要件について説明していただきましたが、給付額についても、お答えいただいてよろしいですか。

○議長 長

番 外 住民保健課長 濱口君

○番 外（住民保健課長）

給付金の額についてのご質問でございます。

先ほど説明いたしました厚生労働省作成の令和6年4月版のリーフレットから申し上げますと、老齢年金生活者支援給付金は月額5,310円を基準に、保険料納付済期間、保険料免除期間に応じて算出され、その合計額となります。

障害年金生活者支援給付金は、障害等級1級の方は月額6,638円、障害等級2級の方は月額5,310円です。

遺族年金生活者支援給付金は月額5,310円となります。

以上でございます。

○議長 長

10番 横畑君

○10番

年金生活者支援給付金の内容について幾つかお聞きいただきましたが、物価高騰の中で、大変だとの声を聞いています。今回はそんな中でも、そんな給付金は知らない、もしかしたら該当するかもと思われる方に伝わるように質問させていただきました。

の質問については、以上になります。

○議長 長

以上で、2点目の年金生活支援給付金についての質問が終わりました。

次に、公民館等の使用についての質問を許可します。

10番 横畑君

○ 1 0 番

前回、12月議会の一般質問で、公民館について幾つか質問いたしました。今回も追加で質問を行います。公民館等の使用についてであります。

コミュニティーの場や学習・文化活動など様々なことで、住民の皆さんに活用いただいています。しかし、住民の方でサークル活動をされているのですが、公民館の利用料が要るようになったと聞きました。利用、活用について、規約など変更はありましたか、答弁を求めます。

○ 議 長

横畑君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番 外 教育次長 廣畑君

○ 番 外 (教育次長)

おはようございます。ただいま横畑議員から公民館サークル活動についての施設利用料についてご質問をいただきました。

公民館では、社会教育の推進と町民の自主的な学習、文化活動を支援する目的で白浜町公民館サークル登録制度を設けています。個人教室、私塾的な運営を行うものでないこと、5人以上の団体で白浜町民が含まれていること、おおむね年間6回以上活動することなど、幾つかの登録要件はありますが、公民館サークルに登録をいただければ、公民館施設を無料で利用いただけます。このサークル活動に関する登録制度や公民館利用に関する規約などにつきましては、変更はしてございません。

以上です。

○ 議 長

1 0 番 横畑君

○ 1 0 番

公民館は、地域社会のためのコミュニティースペースとして設立されました。背景には、地域住民の交流や連帯感を深めるためのニーズがありました。

また、公民館は多様な目的を持っています。公民館は地域住民が集まり、交流する場を提供します。これにより地域社会の絆が強化されます。

学習や教育の場。公民館では様々な学習や教育プログラムが開催されます。これにより、住民の知識やスキルの向上が図られます。また、文化活動の促進、公民館は文化活動やイベントの開催場所として利用されます。これにより、地域の文化振興が図られます。地域問題の解決。公民館は地域の問題や課題を解決するための会議や相談の場としても利用されます。区民会館や集会所などもこのような活動は可能と思いますが、時代の流れとともに、地域のコミュニティーの場としても、これまで以上に活用できればと考えます。

例えばですが、毎日開いている区民会館があったとします。そこでは、健康体操や健康マージャン、また、将棋、お茶会サークル、映画鑑賞サークル、地域の人たちの栽培した野菜やフリーマーケットなど、やり方は様々と思います。地域の皆さんで話し合ったり、寄り合って企画したり、物すごく身近に感じられる施設であってほしいと考えます。日々の関係が地域の発展に、地域の問題解決にもつながっていくと考えます。

ここに、白浜町ならではの気持ちの込められた協力があれば、新しい町の姿も見えてくるのではないのでしょうか。

最後に答弁を求めまして、この質問を終わります。

○議長 長

番 外 教育次長 廣畑君

○番 外（教育次長）

ただいま横畑議員から、公民館及び区民会館、集会所等の活用についてご質問をいただきました。

公民館は、「学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって、住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与すること」を目的に設置されております。公民館としましては、引き続き、住民の教養の向上、健康の増進など生活文化の振興を図り、地域住民の身近な学習、交流、創造の場、地域における生涯学習の拠点となるよう取組を進めてまいります。

また、区民会館、集会所の活用につきましては、公民館、各分館活動、それからサークル活動や各種学級活動などで既に使用をさせていただいていますが、新たに使用したい場合が生じたときは各自治会とも相談をして進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長 長

以上で、公民館等の使用についての質問が終わりました。

これをもって、横畑君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

（休憩 10 時 41 分 再開 10 時 46 分）

○議長 長

再開します。

引き続き一般質問を行います。

通告順2番、5番 堅田君の一般質問を許可します。

堅田君の質問は一問一答方式です。通告質問時間は60分でございます。

質問事項は、震災後の復興計画についてであります。

震災後の復興計画についての質問を許可します。

5番 堅田君（登壇）

○5 番

おはようございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告に従って、一般質問をさせていただきます。

今回私の質問は、震災後の復興計画についてであります。

総務省は、昨年8月に、南海トラフ地震の被害想定等を発表しており、南海トラフで発生する地震はマグニチュード8から9クラスで、今後30年以内に80%の確率で起こるとしています。この地震によって、東海、近畿、四国、九州は甚大な被害に遭い、被害想定として震度7で津波高が10メートル以上、死者最大32万人、最大全壊焼失棟数238万棟、停電2,700万件、通信回線も930万回線が不通となり、被災者が最大950万人、食糧不足が3日間で3,200万食、その他も合わせると、国家予算を超える経済損失も出ると書かれており、まさに私たちの想像もできないような国難と想定されています。そのような大規模災害から被害を最小化させるために、国、都道府県、市町村が一体となって南海ト

ラフ地震に備え、多岐にわたる防災・減災対策を進めてまいりました。

国の対策としては、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法、耐震基準の強化、堤防・防潮堤の整備、緊急地震速報、Jアラート、都道府県では、地域防災計画の策定、指定避難所の拡充と備蓄倉庫の整備、市町村ではハザードマップの作成、自主防災組織の強化、地域防災訓練の実施、白浜町でも、それらに沿って、町内各所に1次避難所である津波避難場所の設置、避難路の整備、津波避難タワーや津波避難ビルの建設、また、和歌山県が公表した津波浸水想定を基に、津波ハザードマップの作成、配布、また、観光客向けに観光防災デジタルマップの導入による観光情報と、防災情報を提供してまいりました。

町全体としまして、昨年初めて白浜町全域の津波避難訓練も実施、各家庭向けの耐震診断と補強に関する補助金の支援も継続的にやっています。今後も防災・減災対策については、多くの時間と資金が必要となることは容易に想像できます。

まず、ここで質問いたします。

白浜町において、南海トラフ地震に対する防災対策について、今後どのように進められていく計画なのか、お伺いします。

○議 長

堅田君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番 外 町長 大江君（登壇）

○番 外（町 長）

堅田議員より、白浜町における南海トラフ地震に対する防災対策を今後どのように進めていくのかについてご質問いただきました。

一昨日は3月11日、2011年のあの大変な被害がありました東日本大震災から14年を迎えました。ここに改めて、貴い命を犠牲にされました皆様に、皆様の御霊に心から哀悼の誠をささげますと同時に、ご冥福をお祈り申し上げたいと思います。

私は、白浜町のよりよいまちづくりを目指す上で、人を中心にした5つの重点政策を掲げており、「災害に強く住みよいまちづくり」は、その中でも、最優先課題として取り組むべき事柄であると考えております。議員からもありましたように、発生が危惧されています南海トラフ地震から、町民の命、身体、財産を守るため、防災・減災対策に必要な各種施策に対して継続した取組を進めており、防災担当課ではこれまで、津波から逃げ切ることができない地域、いわゆる避難困難地域の解消対策としてのハード対策の実施や、災害発生後における復旧・復興対策に向けた業務継続計画の見直し、国や県、他の自治体からの支援を円滑に受け入れるための受援計画を策定するなどのソフト対策や、各避難所における備蓄資機材等の充実を図り、また、各関係課においても、個人住宅の耐震化の促進、災害時要援護者の避難対策等、多岐にわたる取組を行ってきたところであります。

今後、南海トラフ地震に対する防災・減災対策を推進していくためには、これらの取組に加えて、災害が発生し、または発生するおそれがある場合における自助、共助による災害応急対策力を高めていく必要があると考えています。大規模災害の発災時には、行政が全ての被災者を迅速に支援することが残念ながら難しく、行政自身が被災し、行政機能が麻痺する等による公助の限界から、地域コミュニティによる災害対策が大きな役割を担ったことは、過去の災害の教訓からも明らかであります。このため、一人一人が正しい防災知識を身につけ、正しい行動ができる自助の能力を高め、隣近所や地域で助け合う共助の促進のために、

私ども行政による公助の支援による連携を深めるための施策を進め、災害時の応急対策の向上に努めてまいりたいと考えています。

また、南海トラフ地震発生後の復興の姿を見据え、被災前から事前に復興に関する計画を策定し、よりよいまちづくりを成し遂げるための事前復興計画の策定にも取り組む予定といったしております。

町としましては、南海トラフ地震に備え、防災・減災対策に対する各種施策の継続はもちろんのこと、各自治会や自主防災組織が実施する防災対策事業への支援を含め、引き続き積極的な防災・減災対策を講じてまいりたい所存でございますので、よろしくお願いをいたします。

なお、先日から、地域防災課長と一緒に、避難看板の見直しとか、いわゆる避難経路の看板の見直しとか、あるいは避難所に行く道等の見直しを今、再度行っているところでありますので、今後ともご報告させていただきたいと思っております。

○議 長

5 番 堅田君

○5 番

ありがとうございます。

改めて看板等の設置に向けて、防災対策に町を挙げていかれるというお話が今町長からあったのは本当に心強いと思っております。

また、白浜町では、国や県の地震被害想定を基に、防災・減災対策をやっていることと思います。こちらのほうは、先ほど町長の答弁にもあったところだと思うんですけども、白浜町で想定される地震の規模、そして、津波被害など人的・物的、インフラなどの被害はどのようなものが想定されているか、教えていただけますか。

○議 長

番 外 地域防災課長 木村君

○番 外（地域防災課長）

南海トラフ巨大地震による町における地震、津波想定につきましては、最大震度7の地震が発生し、最大の津波高は16メートル、津波の到達時間は、1メートルの津波高が海岸の早い場所では3分で襲来し、白浜町全体の4.8%に及ぶ960ヘクタールが津波による浸水の影響を受けることが想定されています。

なお、被害想定につきましては、現在、和歌山県において、令和7年度中の策定に向けて見直し作業が行われているところですが、平成26年に公表された本町全域における津波被害想定は、総棟数1万3,800棟のうち全壊が6,400棟、半壊が2,900棟、人的被害では、死者数が5,300人、重軽傷者が1,400人に上ることが想定されています。また、上水道の断水は水道人口2万2,800人に対しまして、発災直後は2万2,600人に断水が生じ、電気の停電は、需要家件数1万3,800件に対し、発災直後は7,400件に停電が生じ、被害想定の対象とされます国道及び県道では、地震被害が9か所、津波被害が35か所、鉄道では、地震被害が33か所、津波被害が14か所の被害が生じることが想定されておるところでございます。

○議 長

5 番 堅田君

○5 番

今答弁の中では、建物の全半壊が半数以上、人的被害が30%以上も出ると想定されているとお話がありました。この数値をできるだけ少なくするためには、いかに早く逃げるかにかかっております。そうするためにも、巨大地震発災時、まずは落ち着いて自らの安全を確保し、速やかに安全な場所へ避難することとされています。災害時にはこの自助が基本となり、次に、共助である地域や周辺との助け合いで、高齢者や障害のある方々の支援をしたり、負傷者への応急手当てなどの協力が必要となります。日頃から避難訓練や近隣住民とのコミュニケーションを深めていくことが重要だと考えます。

先ほど町長からも紹介がありました東日本大震災、もう既に数年たっていることですが、当時のことを思い出すと、発災後、津波警報が発令され、その地域に設置されてある防災放送で避難を呼びかけたり、地元消防団が消防車に乗って地域内の住民に直ちに避難するように周知して回ったと聞いております。しかし、残念なことに、消防車ごと津波にのみ込まれ、多数の消防団員の貴い命が奪われました。

管轄する白浜消防署として、消防署員、また、消防団員には同様の津波警報が発出されたときに、どのような行動をするように指導されているのか伺います。

○議 長

番外 消防長 楠川君

○番 外（消防長）

堅田議員より、巨大地震発生時の消防署員、消防団員の行動についてのご質問をいただきました。

堅田議員がおっしゃるとおり、東日本大震災では、津波により、沿岸地域の市町村で、消防職員27人、そして消防団員は254人の殉職者が発生しています。殉職の直前までの活動を調査してみると、避難誘導、出動途上、そして水門の状況確認をしていた等になっております。

この教訓を基に、白浜町消防本部の職員につきましては、「白浜町地域防災計画」及び「すさみ町地域防災計画」に基づく細部計画として、令和3年に策定いたしました「地震災害初動計画」による初動活動を徹底するようにしております。その計画の中では、震度4以上の地震が発生した際には、基本的に自身が所属する消防署へ参集となっておりますが、被災状況または津波重要情報等から所属する消防署に参集できない場合は、最寄りの消防署に参集する。それも不可能な場合は、近隣住民等の避難誘導等を率先して行い、高台に避難するなど安全を確保するとなっております。

消防団員につきましても、平成25年に策定して、各分団に配布しております「白浜町消防団震災活動時における安全管理マニュアル」に基づき、地震発生時の初動及び参集の中で、津波到達時間が短い場合は車庫には近づかない。同時に自身は高台に避難する。津波等到着時間まで時間があるときは、車両を高台に避難させ、車庫にはとどまらない。また、津波が予測される場合は水門等の操作は行わないとして、まず、自身の安全を確保することを徹底していただいているところです。

以上です。

○議 長

5番 堅田君

○5 番

次に、高齢者や障害をお持ちの方、避難所への移動が困難な方々が地域にはいらっしゃいます。そういった介助が必要な方の避難について、町としてどのような対策をしているのか伺いたいと思います。

各地域には厚生労働省から委嘱されて活動する非常勤の公務員である民生委員さんや児童委員さんがいらっしゃいます。彼らの役割は、高齢者、障害者、生活困難者の支援であったり、福祉サービスの情報提供や、地域住民の相談相手となってくれております。そして、災害時の安否確認や見守りも役割の中にあり、非常勤公務員の職務上、個人情報の保護に関するルールもあります。先ほど伺いました消防署員や消防団員さんと同じように、多くの民生委員さんや児童委員さんも東日本大震災では被害に遭われたと聞いております。民生委員さんや児童委員さんは災害時にはどのような行動をされているのか、同じく伺います。

○議 長

番外 民生課長 小川君

○番 外（民生課長）

東日本大震災では、1人も見逃さないという思いと強い使命感が相まって、地震直後から高齢者等の安否確認や避難支援に当たっていた56人もの委員が犠牲となりました。民生委員の強い使命感が発災時の直接支援に向かわせ、大きな犠牲を払うことになったとして、平成25年に「民生委員・児童委員による災害時要援護者支援活動に関する指針」が策定され、発災時には、委員自らと家族の安全確保を第1とすることや、状況に応じ、率先避難に努めるといったことが最優先事項として示されたところです。危険を伴う状況下での活動は行うべきでなく、まず安全を確保した上で、地域ぐるみの支援体制に協力するといったことを基本として、避難所での安否確認に加え、長期にわたる避難生活や復旧・復興期における災害要援護者の見守り、また、そうした状況を町に伝達するといったことを中心に活動いただくことになると考えております。

以上です。

○議 長

5番 堅田君

○5 番

ありがとうございます。

一方では、民生委員さんのカバーする地域が広過ぎるため、より住民に近い町内会さんへ協力を求めているとの話も聞きました。移動困難な高齢者や障害の方々がどこに住まわっていて、近況はどうされているのかを町内会長さんが知ることは、個人情報保護の観点からも難しく、町内会長さんや班長さんになっても、どこまでフォローできるかは疑問です。数年前に聞いた話ですが、地域の独り暮らしの移動困難な方の名簿を封印された封筒に入れて、災害発生時に開封して避難の支援に行くような話を伺いました。これって非常に現実的じゃないと思うんですが、以上のような町内会長さんが事前に個人の情報を知って、災害時に活動することについてどのように指示されているのか、伺います。

○議 長

番外 民生課長 小川君

○番 外（民生課長）

町では、毎年度、地区別の避難行動要支援者名簿を作成し、災害時における支援機関であります警察、消防それから各地域の自治会や民生委員の皆様へ配付をさせていただいております。また、名簿に関しましては、介護度など個人情報を提供することについて同意を得られた方を搭載したものと、それから不同意の方を搭載した2種類の名簿を作成しております。同意を得られた方の名簿は封印をせず、日頃からの声かけや地域の避難訓練などにも活用いただけるよう、お願いしているところです。不同意の方の名簿につきましては、個人情報の関係から、あらかじめ封印をしておきまして、当初は避難情報のレベル4、避難指示で開封できるものとしておりましたが、各自治会からもう少し早い段階での開封が必要ではとのお話がございましたので、現在は避難情報レベル3、高齢者等避難で開封し、安否確認など災害時の支援活動に活用いただくこととしております。

今後少しでも多くの方々に同意を得られるよう働きかけるとともに、関係機関のご意見なども伺いながら、名簿のほうを作成してまいりたいと考えております。

以上です。

○議 長

5番 堅田君

○5 番

ありがとうございます。

災害発災時のことを伺ってまいりましたが、避難所に無事避難できてから、復興までのことについて伺ってまいりたいと思います。

防災や減災については、議会でも一般質問や議案で審議してまいりました。しかしながら、避難後のことについてはどういった想定、計画がなされているのか、あまり聞いたことがないように思います。

同じ半島である、昨年の正月に能登半島を襲ったマグニチュード7.6の地震で、石川県の志賀町や輪島市で、最大震度7を観測し大きな被害が出たことは、報道などで知るところです。私は現地に行ったことはなく、報道でしか知ることはありませんが、1年を過ぎた今でも復興が遅れ、一部の住民はいまだに自宅に帰れていない環境にあるそうです。

白浜町も紀伊半島の一部であることから、復興のための物資などの運搬には、自動車道と国道、そして鉄道となるかと思います。それらは海岸線の近くを通っていること、山が近くまで迫っていることなどから、地震による道路の陥没、土砂崩れなどによる通行止めが数か所にわたり起こることが想定できます。また、ライフラインなどになる電気や水道や通信回線などの被害も、地域防災課長の答弁にあったように、町内全域で断水、停電が想定されているとのことで、その報告についても、関係機関からどのような計画をされているのか伺います。

○議 長

番外 建設課長 清水君

○番 外（建設課長）

想定される交通網の被害への対応に関する計画についてご質問いただきました。

平成8年に和歌山県を中心に、国、西日本高速道路株式会社、陸上自衛隊等による協議会が設置され、「和歌山県緊急輸送道路ネットワーク計画」が策定されてございます。この計画は、市町村の意見を聴取して、5年ごとの定期的な見直しと、適宜見直しが行われてござい

ます。この計画において、議員ご指摘の自動車道と国道、そして、鉄道や災害対策の中枢を担う拠点及び広域的な救急医療体制を確保する拠点等の防災拠点を結ぶ緊急輸送道路ネットワークとなっており、白浜町内においても必要な道路が指定されています。

また、平成27年に、和歌山県市町村並びに和歌山県建設業協会、関西電力送配電及び西日本通信電話等関係業団体等で、南海トラフ地震に伴う津波浸水に関する和歌山県道路啓開協議会を設立し、行政機関及び関係業団体等の連携、協力により、国道、県道及び市町村道等の道路啓開を迅速かつ着実に進めるための「和歌山県道路啓開計画」を策定しています。道路啓開の作業要領や、発災時の関係機関の役割分担と応援、協力体制等を定め、初動における道路啓開について、24時間以内に基幹ルート及び沿岸部の進出ルート等を、48時間以内に市町村役場等主要拠点への進出ルート、72時間以内に沿岸部への進出ルート及び沿岸部ルートを、それぞれ確保することを目標とし、状況に応じて、建設業者をはじめ自衛隊や電力通信事業者等で作業部隊を編成することも想定しています。

以上です。

○議 長

番外 上下水道課長 山口君

○番 外（上下水道課長）

水道施設の復旧の取組につきまして、ご答弁申し上げます。

白浜町受援計画にも記していますように、施設及び管路等の被害調査及び復旧には、「日本水道協会和歌山県支部水道災害相互応援対策要綱」に基づく協定により、和歌山県支部、あるいは関西地方支部等を通じて、各自治体より水道技術業務経験者の受入れを要請することとしております。地域防災計画におきましては、大規模な地震発生に備え、水道施設の耐震性の強化を図るとともに、被害を受けた施設の復旧を速やかに行い、飲料水を確保することを計画方針としており、現在、浄水場及び水道管の耐震化に鋭意取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議 長

5番 堅田君

○5 番

ありがとうございます。

先ほどの建設課長の答弁では、地震に伴う津波浸水に関する和歌山県道路啓開協議会を設立し、「和歌山県道路啓開計画」を策定しているとのことですが、津波浸水に関する計画であって、地震そのものの被害については、別ということでしょうか。

また、24時間、48時間、72時間、それぞれルートを確保することを目標としているとの答弁でしたが、想定される災害範囲は、太平洋沿岸部の広域が対象であること等、作業部隊を編成されるとのことですが、白浜町内の建設業の作業員さん、また、建設機械も被害に遭われている中で、本当に大丈夫なんですか、伺います。

○議 長

番外 建設課長 清水君

○番 外（建設課長）

「和歌山県道路啓開計画」は、南海トラフ地震に伴う津波浸水に関する和歌山県道路啓開

協議会で策定された計画であります。地震による被害全般に対するための計画となっております。また、作業部隊の編成につきましては、議員ご指摘のとおり、建設業者の被害が十分考えられますので、被害に対して必要人員及び資機材量を算出し、県内及び地域ごとの過不足を調整するとともに、県外からの応援を受け入れることも定めてございます。

以上です。

○議 長

5 番 堅田君

○5 番

ありがとうございます。

上下水道課長の答弁にありました施設及び管路等の被害調査及び復旧については、日本水道協会和歌山県支部水道災害相互応援対策要綱に基づく協定により、自治体が水道技術業務経験者の受入れを要請するとの答弁がありました。先ほどの道路の課題と同じように満足できる人員と技術者がどれだけ来るのか。また、避難生活をする上で、特に飲用水は生命維持にも不可欠であります。最低でも1人1日3リットル、5日から1週間分の備蓄水が必要だと思いますが、この点はどうなっていますか。

また、生活用水についても、以前申し上げました防災井戸の活用にも目を向けていかなければならないと思いますが、これらについて答弁を求めます。

○議 長

番外 上下水道課長 山口君

○番 外（上下水道課長）

水道施設及び管路等の被害調査及び復旧についてご質問いただきました。

協定に基づく他の自治体からの水道技術業務経験者の受入体制についてですが、白浜町が、水道施設の被害状況や必要とする資機材、必要とする職種別人員数を、日本水道協会和歌山県支部、関西地方支部を通じて日本水道協会に報告し、応援要請を行うこととなります。日本水道協会では、各水道事業体からの応援要請人数を集計し、日本水道協会の各地方支部に応援要請を行い、各都道府県の水道事業体から応援を受けることとなります。

また、白浜町上水道組合との間で、災害発生時における水道施設の応急復旧の応援に関する協定を締結しております。能登半島地震の際には、日本水道協会和歌山県支部、関西地方支部を通じて、石川県能登町での応急復旧作業の応援要請があったことから、本協定に沿って、白浜町上水道組合に協力要請を行い、白浜町と上富田町が合同で応急復旧作業に従事したところです。

次に、災害時の飲料水の確保につきましては、各避難所に備蓄しているところですが、大規模な地震が発生した際に、各地域の拠点にございます配水池の水を緊急遮断弁により流出を止め、給水車等により、各避難所等へ飲料水を供給することも想定してございます。給水車につきましては、先ほどの協定に基づき、他の自治体からの受入れも想定しております。

また、プールや池等の水をろ過滅菌し、飲料水として使用できる緊急造水装置も1台配備しております。そのほか、公共施設等への応急給水栓の設置及び耐震性貯水槽の整備等についても検討を始めているところでございますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○議 長

番外 地域防災課長 木村君

○番外（地域防災課長）

私のほうから、防災井戸についてご答弁申し上げます。

災害時における生活用の防災井戸として現在ご登録をいただいている井戸数は40か所ありまして、いずれも地域の方々が利用することにご承諾をいただいているところですが、議員ご提言のとおり、有事の際にご登録いただいた井戸を活用し、円滑な水の供給を行うためには、平常時からの定期的な検査や管理が必要となりますので、井戸所有者の方々への支援体制なども今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長

5番 堅田君

○5番

ありがとうございます。

災害後の避難所において、水の確保はほかの物資の中でも最重要な要素の1つであります。飲み水としてはもちろんのこと、手洗い、うがいなどの衛生管理や感染症予防としても、安全な水の備蓄や確保は重要だと考えます。また、トイレや洗濯などには雨水や川の水、防災井戸の管理に係る支援などについては、早期に進めていただきたいと思います。

次に、復興・復旧に対して多額の費用が必要となり、国や県の支援が必要となると思います。現状、白浜町の基金の中には災害に対応できる基金がないように思いますが、新たに災害基金のようなものを積み立てていくことは必要だと思いますが、この点について伺います。

○議長

番外 総務課長 玉置君

○番外（総務課長）

ただいま堅田議員から、災害基金の積立てに関するご質問をいただきました。

議員ご指摘のとおり、復興・復旧に対しては多額の費用が必要となり、国や県の支援が必要不可欠であるというふうに考えてございます。

そのような状況に遭った際の町としての備えとして、災害基金の積立てについてのご提案をいただいたところなんですけれども、現状といたしましては、災害などの不測の事態や年度間の財源不足に備えるために、決算余剰金などを積み立ててございます財政調整基金を用いて対応することを想定してございます。

○議長

5番 堅田君

○5番

次に、巨大地震発生後、県内外を問わず、ほかの自治体と物資供給、人員派遣、インフラ復旧などの相互支援協定の取組がされていれば紹介していただけますか。

○議長

番外 地域防災課長 木村君

○番外（地域防災課長）

災害時におけるほかの自治体との相互支援、応援に関する協定につきましては、県内では、食料等の物資や資機材の提供、職員の派遣に関しまして、田辺市以南の紀南10市町村によ

る災害時相互応援に関する協定を、また、昨年１０月には九度山町、高野町との３町による相互連携協定を締結しているところでございます。

次に、県外の自治体との協定に関しましては、現在、災害時における相互支援や応援に関する協定の締結はありませんが、総務省では南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプランが進められており、南海トラフ地震が発生した場合の重点受援の対象となる１０県に対する応援職員の即時派遣制度が整備されており、和歌山県は、埼玉県に支援いただく体制となっております。

このことにより、全国の応援職員の迅速かつ的確な被災地における活動が期待されており、町においてもアクションプランの支援体制に合わせ、受援計画の更新や訓練等の準備を進めてまいりたいと考えてございます。

○議 長

５番 堅田君

○５ 番

続いて、地元の企業や民間団体と災害時において物資供給、避難所運営、輸送支援など、協力、協定を結んでいるところがあれば、教えてください。また、医療体制や医薬品の確保、そして、透析治療をされている方々の対応などについても、どのような体制を取っているのか伺います。

○議 長

番外 地域防災課長 木村君

○番 外（地域防災課長）

まず、私のほうから、協定件数等についてご答弁申し上げます。

企業や民間団体との災害時における協定件数につきましては、現在６８件の協定を様々な分野において締結していただいております。特に一時避難施設、避難所等に関する協定が１９件、救援物資、燃料等の提供に関する協定が９件など、避難所生活に密接した協定を数多く締結していただいております。

また、災害時における被災者に対する迅速な生活再建支援を図るために、和歌山弁護士会及び和歌山県司法書士会と法律等の相談に関する業務の締結もさせていただいております。

以上です。

○議 長

番外 住民保健課長 濱口君

○番 外（住民保健課長）

堅田議員から、災害時の医療体制や医薬品の確保等についてご質問をいただきました。

ライフライン障害を伴う広域的な大規模災害発生時には、医療体制の確保は不可欠なものとなります。初めに、医薬品関係の供給に関する協定につきましては、地域防災課より説明がありました救急物資、燃料等の提供に関する協定の９件のうち、３件の締結をしていただいております。また、薬剤等の確保が困難な場合には、「和歌山県災害時医薬品等供給マニュアル」により和歌山県への要請を行うことになります。

次に、当地域における医療体制については、関係機関との災害医療訓練を実施し、災害医療体制の構築に努めているところでございます。直近では、本年１月に田辺地域災害医療訓

練として、和歌山県、病院、各医師会、企業、各市町、消防等々の参加機関31機関が参加し、発災1週間後における災害医療体制の構築を目的として実施されました。訓練では、田辺保健所を田辺地域保健医療福祉調整本部とし、各機関の災害対応組織の情報連携訓練、市町と医療関係団体の医療救護体制確立に係る訓練等を実施し、体制強化に取り組んだところでございます。

次に、災害時における透析医療の関係についても、その体制整備が求められています。現在は、かかりつけの透析医療機関が診療できなくなった場合に備え、田辺保健医療圏の7つの透析医療機関から構成される「紀南地区災害時透析患者支援ネットワーク」による相互診療支援体制が構築されており、圏域で対応ができない場合は、和歌山県田辺地域保健医療福祉調整本部が調整を行うこととなっております。今後も様々な災害訓練等を踏まえ、町として対応できる医療体制の検証及びその対応に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議 長

5 番 堅田君

○5 番

ありがとうございます。

岸本知事は、1月8日に南紀白浜空港を、自衛隊、海上保安庁が円滑に利用できるように、「特定利用空港」指定を受けることを明らかにされました。会見では、「合意の狙いは防災力の強化だ」と説明し、「自衛隊や海上保安庁との連携をさらに深めるチャンス」と協調し、「南海トラフ地震など大規模災害発生時の迅速な避難や救援部隊の効率的な派遣などが可能となるとした」と発言されております。白浜町の場合、陸路が不通になって通行できなくなっても、空港を活用し、白浜町のみならず、紀南地域全域の物資などの備蓄、輸送の拠点になり得ると考えております。大江町長も、災害時の空港利用と自衛隊の常駐による防災、災害の拠点としていきたいと、昨年の定例会での発言もありました。特定利用空港に指定された場合、南紀白浜空港に届いたあらゆる備蓄品をどのような輸送システムで住民の手元に輩出をしていく計画はあるのかをお伺いします。

○議 長

番外 地域防災課長 木村君

○番 外（地域防災課長）

物資輸送につきましては、県が物資等の集積拠点を田辺スポーツパークに位置づけしております。計画では陸路により物資等が集積され、各市町の2次集積拠点へ輸送されることがとされています。

しかしながら、委員ご質問の陸路が不通となり通行できなくなった場合には、南紀白浜空港を利用した物資輸送が当然に行われることになることが予想されます。この場合は、多量の物資を集積する場所の確保が必要となりますが、町では、先ほど答弁させていただきました企業や民間団体との協定の中で、小型飛行機の格納庫を所有する企業と協定を締結しており、この格納庫を物資の集積場として使用させていただく予定としております。ここに集積した物資につきましては、災害発生時における輸送及び荷さばき業務等に関する協定を締結している和歌山県トラック協会様や、役場職員による公用車での避難所への輸送など、被災者の方々への供給を計画しているところでございます。

また、空路輸送につきましても、ドローンを活用した取組を鋭意検討しているところでございます。

以上です。

○議 長

5 番 堅田君

○5 番

ありがとうございます。

次に、避難所計画について伺います。

被害の状況によっても変わってくると思いますが、どのくらいの期間で何人の避難者が出ることを想定されていますか。

また、町内の避難所に何人避難できるのか、運営や管理マニュアルはあるのか、ボランティアの確保の方法など避難所の計画を教えてくださいませんか。

○議 長

番外 地域防災課長 木村君

○番 外（地域防災課長）

南海トラフ巨大地震に起因する地震、津波による被害が最も懸念されておりまして、和歌山県が公表した町における被害想定では、発災1日後の避難所に避難する方は約1万人と想定されています。現在、町においては、災害種別に応じ、23か所を町が開設する避難所として位置づけておりますが、想定収容人数が約4,000人程度であることから、南海トラフ巨大地震による想定避難者数に対し、避難所スペースが不足する状況でございます。このため、町が開設する避難所に加えまして、指定避難所として位置づけている各地域の公共施設や集会所で約4,000人の収容を見込みまして、さらには、災害協定に基づきますホテル等の宿泊施設19か所に対しまして、2,000人以上の受入れをお願いする予定としてございます。

次に、中長期の避難所運営に関しましては、地域住民が主体となって避難所運営を行っていただくことを想定した避難所運営マニュアルを策定しておりまして、今後も訓練等を通じまして、避難所運営がスムーズに行われるよう努めるとともに、ボランティアの確保等に関しましては、ボランティアセンターの運営主体となる白浜町社会福祉協議会との訓練を本年2月にも実施しており、災害時における課題抽出に向け、継続的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議 長

5 番 堅田君

○5 番

ありがとうございます。

災害は来ないほうがいいに決まっております。しかしながら、「災害は忘れた頃にやってくる」という言葉は物理学者の寺田寅彦氏の名言ですが、現在においては、「災害はいつでもやってくる」と考えなければなりません。日本では常に何らかの災害リスクが存在し、地震、津波、台風、水害など発生時の迅速な復興のためには、発災前の事前準備が非常に重要であると考えております。災害は日常の延長線上にあり、防災を特別なものと捉えるのではなく、

日常生活の一部として考えていくことが大事だと思います。

2015年、内閣府は、企業や自治体が災害やサイバー攻撃などの危機的被害に直面した際に、重要な業務を中断させず、可能な限り早く復旧させる業務継続計画、BCPの策定を進めてまいりました。これは内閣府自体が自治体に対して直接BCPを義務づけるものではありませんが、東日本大震災後、その必要性が高まった経緯があります。

当町では計画はされていないようですが、限られた職員や施設での業務の早期再開を図るため、取り組まれたらどうかと思います。今後も想定外を想定し、災害に備える防災意識の向上に努めていただきたいと思います。

今回の一般質問によって、白浜町の防災・復興体制について、少しでも理解を深め、町民が安心して生活できる環境づくりになればと思いますが、町長の今後の防災対策について伺います。

○議 長

番外 町長 大江君

○番 外（町 長）

ありがとうございます。

今日は堅田議員からは、防災、特に防災関連に関しましては、大変重要な視点からのご質問をいただきました。私も丁寧に拝聴させていただいたところであります。ただいま物理学者の寺田先生のお言葉も引用されました「災害は忘れた頃にやってくる」、今ご指摘いただきましたように、私も、特に「災害は今忘れたいほどやってくる」。地震もそうですけれども、台風等いろんな災害が来るわけでありますけれども、我々はやはりそのことをしっかりと日常からも頭の中に刻みながら、過去のいろんな災害というものをしっかりと検証するという、こういう訓練もしていき、その中から得られた教訓というものを我々は今後に生かしていかなければいけないというふうに思っております。

先ほど、冒頭でも答弁をさせていただきましたけれども、私は白浜町のよりよいまちづくりを目指す上で、災害に強く住みよいまちづくりを最優先課題として、取組が重要であるというふうに考えております。今回私も、初めての大江町政になりましての予算を組ませていただきまして、議員の皆様方にこうしてご審議をいただいておりますけれども、そのことにおきましても、私はまず、最優先課題として防災・災害というものを考えながら予算化をさせていただいたところであります。

この防災・減災対策の基本というものは、そのときに何ができるか、ではなくて、それまでに何をしておくか、ということによって、被災する内容に大きな違いが生じ、それは時として非常に重大な局面となるおそれがあるのが、自然災害への対応であるというふうに考えております。私たちの住むこの紀南地方での災害は決して南海トラフ地震だけではなく、毎年発生する台風、また、近年の局地的な豪雨など、予想だにしない災害と常に隣り合わせの日常において、誰もが、安全・安心して暮らせるまちづくりをするということは当然のことでありますけれども、防災・減災対策は一朝一夕になし得るものではなく、また、行政だけが取り組むには限界があり、地域全体と一緒にあって1人でも多くの大切な命を守るという共通の目的に向けて、一人一人の自助、地域で助け合う共助、そして、私ども行政が行う公助の連携が必須であると考えております。

町における今後の防災・減災対策の主な取組に関しましては、富田地区の津波避難タワー

の竣工や東白浜防災施設建設等のハード対策に併せ、大規模災害の発生に備え、迅速かつ円滑な復興を図るための事前復興計画の策定や、町全体の防災意識を高めるために、白浜町を挙げての総合防災訓練の実施を計画しておるところであり、引き続き防災対策への積極的な取組を進めてまいりたいと思いますので、堅田議員をはじめ議員の皆さんのご支援、ご協力をぜひともお願いし、私の答弁とさせていただきますと思います。

○議 長

5 番 堅田君

○5 番

ありがとうございます。

今後も引き続き、防災対策への積極的な取組とおっしゃられましたので、ぜひともよろしくお願いしたいと思います。

これで質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議 長

以上で、震災後の復興計画についての質問を終わります。

これをもって、堅田君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

(休憩 11 時 41 分 再開 13 時 00 分)

○議 長

再開します。

長野議会運営委員長より報告を願います。

11 番 議会運営委員長 長野君（登壇）

○11 番

休憩中の議会運営委員会の協議の結果をご報告いたします。

本日で一般質問を終結いたしますので、ご了承をお願いいたします。

本日、一般質問終了後に議員懇談会を開催いたします。

以上で報告を終わります。

○議 長

報告が終わりました。

それでは、引き続き一般質問を行います。

通告順3番、1番 廣畑君の一般質問を許可します。

廣畑君の質問は、分割方式です。通告質問時間は、90分でございます。

質問事項は、1つとして、南紀白浜空港について、2つとして、児童・生徒への防災教育について、3つとして、大阪・関西万博への小中学生の参加についてであります。

初めに、南紀白浜空港についての質問を許可します。

1 番 廣畑君（登壇）

○1 番

それでは質問に入らせていただきます。南紀白浜空港について、特定利用空港の指定について、質問いたします。

南紀白浜空港については、知事が、特定利用空港に指定されることについて受け入れる考えを明らかにしています。これは平素から安全保障対応のため、自衛隊、海上保安庁が同空

港を円滑に利用できるようにする目的で、そのための施設整備なども含まれます。政府は、「武力攻撃やそれが予測する事態は除く」などと言っています。そういう事態になりそうなのは、有事法制の1つである特定公共施設利用法で定められており、自治体が要請に応じなくても、総理大臣が指示を出せるようになっていきます。知事記者会見でも、「防衛力強化の一環であるため、他国からの攻撃対象になる懸念があるのでは」との記者からの質問に、知事は、「特定利用空港になっても、自衛隊機が常駐しているわけでもないのに、武力攻撃の対象になる蓋然性は非常に低い」と答えました。「平時の軍事訓練で使用するが、有事の際には使用しないなどという主張は、国際社会では受け入れられない。軍事目的で整備された空港や港湾は、有事の際にも当然利用されるとみなされ、攻撃の目標となるのは、歴史的にも軍事的にも常識だ」と、名古屋学院大学教授の飯島滋明氏は、琉球新報2024年4月2日付で明確に語っています。

そもそも、この話が、国や県当局から打診があったのは、いつですか。

また、町内でどのように協議し、どのように答えたのか。公文書でのやり取りではないのか。

以前にも議論をしましたが、自衛隊の本来任務は防衛であります。国際的には、自衛隊は軍隊という認識をされている。いくら防災のために活用できるとはいえ、有事の際に利用しやすい空港にするという、今回の特定利用空港化には、まさに有事の際の攻撃対象になるのではないかと。防災、防災と言いますが、こうしたことは、観光白浜にはなじまない。

さて、昨年末の報道によりますと、南紀白浜空港で、無操縦者航空機の活用についての検証が始まるとのことでした。昨年11月25日に関係者が集まり、安全祈願祭とお披露目がありました。災害時をはじめ様々な用途での有効性について、川崎重工業株式会社が実際に飛行させて研究するとのこと。航空機は海外製で名前は「しらさぎ」、長さ9.7メートル、幅16.6メートル、重さ約1.5トン、エンジンには航空機用ガソリン、パイロットは搭乗せず、無線や衛星通信を使って地上から遠隔操作するとのこと。12月中にも開始し、2027年まで飛行データを集めて、運用方法や課題を探っていくと言います。これまでに、設備の建設や飛行許可申請などの準備を進めてきたとのこと。

検証の飛行は紀伊半島沖で月4回程度、平日の昼間約4時間の予定。一度飛び立てば30時間以上のフライトが可能で、災害時の被害状況の把握や、気象観測、携帯電話の中継基地等、様々な用途での活用の可能性や有用性を研究するとしています。防衛省では、実証試験で多種多様のドローンの導入が検討されており、報道では、あたかも、防災目的のように言われています。

日米安全保障条約が戦後の歴史上に初めて集団的自衛権を行使できる本格的な軍事同盟、つまり攻守同盟に大きく変貌しようとしています。集団的自衛権とは、国際連合憲章第51条に基づき、自国が攻撃を受けても受けていなくても、軍事同盟国や他国の防衛の要請に従って、他国の防衛のために武力を行使する権利だとされています。戦後の歴史においては、この集団的自衛権は、大国が小国を侵略する際の口実にされてきました。アメリカ合衆国のベトナム侵略戦争、旧ソビエト社会主義共和国連邦によるアフガニスタン侵略など枚挙にいとまがありません。集団的自衛権行使を認めた日本は、専守防衛を捨てて、他国への先制攻撃と侵略の危険を保有する国になりました。イラクのクウェートへの侵略、湾岸戦争等のとき、アメリカ合衆国は自衛隊の参戦を要求、2001年の9月11日同時多発テロ事件の報

復で、アフガニスタンへの武力攻撃に、日本をはじめ同盟国に参戦を求め、テロ対策特別措置法を強行成立させて、アメリカ合衆国の空母やミサイル駆逐艦などへの給油支援に自衛隊を参戦させました。2003年に初めてイラクの領土に自衛隊を参戦させた。しかし、自衛隊の海外派兵はいわゆる兵站後方支援にとどまり、米軍と一緒に武力行使を強行することはできませんでした。

さて、イスラエル製の無操縦航空機ヘロンMk. IIを使った実証実験についてどのように把握をしていますか。仕事を受けた川崎重工業株式会社、空港管理者の県からどのような説明がありましたか。県への聞き取りでは、川崎重工業株式会社が、地域住民への説明をすると言っていました、どうなっていますか。

以上の答弁を求めます。

○議長 長

廣畑君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番 外 町長 大江君（登壇）

○番 外（町 長）

ただいま廣畑議員より、特定利用空港の指定についてご質問をいただきました。

特定利用空港とは、自衛隊、海上保安庁が平素から必要な空港を円滑に利用できるよう、国と空港管理者との間で、円滑な利用に関する枠組みを構築するものであります。また、特定利用空港においては、民生利用を主としつつ、自衛隊、海上保安庁の航空機の円滑な利用にも資するよう、必要な整備または、既存事業の促進を図ることになっております。

現在国内には、8空港及び20の港湾についてインフラ管理者との間で、円滑な利用に関する枠組みを設け、特定利用空港・港湾としている状況であります。この特定利用空港の定義等も含めて、幾つか細かい質問がありましたことに関しましては、担当課長から後ほど答弁をさせていただきますけれども、せっかくのこの機会でありますので、私も、今申し上げましたように、もとより今の現空港というのは、管理者は和歌山県であります。当該自治体として白浜町が入っておるわけでありまして、自衛隊、そして自衛隊というのも防衛省。そして県からもいろいろお話がありました。

2月の19日でしたが、廣畑議員そして横畑議員も来られましたけれども、榎本清司さんが代表される住民団体の皆さんが、この特定利用空港について私に対してお話がありました。

重ね重ねになりますけれども、私はやはり、防災を進めていく、今の現空港、そして旧空港、旧空港はご存じのようにこの1月の12、13、14日に、自衛隊の第3師団に南海トラフ地震が起こったときの防災訓練をしていただきました。大変私は心強く思いました。廣畑議員やあるいは共産党の皆さんと私は恐らく平行線で行くと思いますけれども、外交政策や安全保障政策の中におきましては、接点がないと思います。

私は先ほどご懸念の中で、有事のときに南紀白浜空港が攻撃対象になるのではないかと。私は2月の19日にも申し上げましたけれども、もし今、現在有事だとしたときに、この紀伊半島でどこが一番ターゲットになるかといったら、串本町のロケット基地であります。あのロケット基地というのは、皆さんは宇宙へ行く観光のような、そういうイメージで思われているかも知れませんが、あくまでもロケットというのはあるものをある地域からあるところへ運ぶというために造られたものであります。その頭に核弾頭を載せるとか、あるいは今は衛星を載せたりという非常に平和的な形の中で、皆さん印象を持たれておりますけ

れども、究極は、戦争になったときに核弾頭を乗せてどうするかということ。これが今、世界中で、有事のまた被爆者である我々日本が懸念をしているところだと思っております。

2月19日も私は申し上げました。串本町のロケット基地が一番ターゲットにされるんですよ。あのロケット基地を造るときに共産党の皆さんは賛成したじゃないですか。誰も反対しなかったじゃないですか。私はその矛盾というのが非常に分らないと思います。ロケット基地はよくて、何でこの2,000メートルの空港がこれだけお叱りを受けなければいけないのか。これだけ心配をされなければいけないのか。私はもとより旧空港に自衛隊を常駐するという目的は、あくまでも防災という観点であります。廣畑議員とは、この議場を通じて何度か、このことに関してお互い議論をしてきました。もとより、本来業務は日本を守るという崇高な使命を担っていただいております。国民の1人として私は大変感謝をしております。そういう中で、南海トラフという非常に広大な地域で起こり得るという地震に対して我々は、今朝も、堅田議員からも質問の中身が大変大切なことをおっしゃっていただきました。我々はこういうことにどういうふうに対応していくのか、2011年の3月11日の教訓をどう生かすのかという。私は、その延長の中で旧空港に自衛隊が来てくれたら、どれだけ地域の皆さんが安心をするのか。

一般の町民の皆さんも含めて、災害があったら2日、3日したら自衛隊が来てくれるんだと皆さんは思いだと思いますが、これは間違いです。この広大な範囲の中で起こるという南海トラフ地震がもし起きたときに、和歌山県あるいはこの地域で起きたとして、一番自衛隊が派遣をされるのが被害の大きいところであります。必ず自衛隊が2日たったら来てくれるのか。3日たったら来てくれるのか。そんなことは絶対ありません。ですから、私は、今町政のトップを預かっている1人として、この時点において何が住民の皆さんを守るのかといえ、やはり自衛隊の皆さんに常駐に来ていただいて、絶えずこの地域を守っていただくという思いで、実は申し上げたわけでありまして。戦争が起こる確率よりも、私は災害が起こる確率のほうが高いと思います。そこに我々はどう備えるのかというのは、お互い行政や政治を預かる我々の責任ではないのかなと思っております。

最後にもう一度申し上げます。この特定利用空港につきましては、大変私はありがたい指定だと感謝をいたしております。これで我々の地域の防災について進んでいけば、私はこれほどのありがたい話はないと思っております。

最後に、県からの話の中で、決断を下したのは私であります。このことを申し上げて答弁にさせていただきたいと思っております。

○議長 長

番外 総務課長 玉置君（登壇）

○番 外（総務課長）

廣畑議員のご質問の中に5点の質問があったと思われます。そのことについて私のほうから答弁させていただきます。

まず、特定利用空港について、県から打診のあった時期というご質問につきましては、昨年の12月に和歌山県県土整備部港湾空港局より、熊野白浜リゾート空港における特定利用空港への対応について説明があったところです。

次に、協議状況についてですけれども、町長と担当部局、私ども総務課を含めたものになります、において協議いたしました。また、回答につきましては、県より公文書での提出を

求められませんでしたので、町長から知事のほうに直接回答させていただいてございます。

次に、特定利用空港は有事の際の攻撃対象になるのではないかとご質問についてですが、県知事も記者会見で申し上げておりましたが、特定利用空港は、新たに自衛隊の基地や駐屯地を設置するといったことを目的とするものではございません。また、自衛隊、海上保安庁は、これまでも民間の空港、港湾を利用してきております。今回、さらなる利用の円滑化を図ることを目的として、空港管理者との間で円滑な利用に関する枠組みを設けることとなりますが、そのような枠組みが設けられた後も、自衛隊、海上保安庁による平素の利用に大きな変化はなく、そのことのみによって当該地、当該施設が攻撃目標とみなされる可能性が高まるとは考えてございません。さらに和歌山県としては、災害時の迅速な住民の避難、救援部隊の効率的な派遣、航空機による避難経路の確保などに貢献ができます。また、空港の事業の促進が図れると期待されていることから、熊野白浜リゾート空港における枠組みの構築に合意されました。合意内容にもありますように、防災面だけでなく、空港の利用促進にも期待されている事業であります。

次に、多用途無操縦者航空機の実証実験についてですが、川崎重工業株式会社が社内研究の一環として、紀伊半島沖で実飛行を実施するものであるとお伺いしてございます。目的といたしましては、災害時の被害状況把握や救難捜索、また、気象観測など可能性や有用性について検証すると説明を受けてございます。

最後に、実施に当たり地域住民への説明状況につきましては、令和5年5月の白浜町自治連絡協議会総会におきまして、各自治会長を対象に実証に伴う事前説明がありました。また、昨年12月より実証を開始されておりますが、直前に空路に係る自治会長に対して説明を行ったとお聞きしてございます。

以上です。

○議 長

当局の答弁が終わりました。

次に、再質問があれば、これを許可します。

1 番 廣畑君

○1 番

以前、年が明けてから町長室へお邪魔して、こうしたことについて住民団体と一緒に同行させていただきました。その時の回答と町長は同じだと思いました。自衛隊の問題はまた別の機会にするとしまして、ただしかし、1つ認識として持っておいてほしいのは、やはり防衛の問題については、2015年に亡くなられた当時安倍首相の安全保障関連の法律が、自衛隊法も含めて改定をして、米軍と協力してどこの世界でもどこの地域でも行ける、そういうふうな、自衛隊も行けるというふうなことで、改定がありました。加えて2022年に、アメリカのバイデン政権が、国家安全保障戦略、国家防衛戦略、それと核兵器体制見直し、ミサイル防衛の3文書をアメリカで公表しました。その後、自由民主党が、2022年4月に発表した「新たな国家安全保障戦略等の策定に向けた提言」が米国の戦略文書体系との整合性を踏まえていたように、安保3文書の改定がこれらのアメリカ戦略文書に沿って作成されたものであります。2015年のときの専守防衛から、また、さらに2022年に、安保3文書の改定が関わって、国は、この南紀白浜空港を、町長も言われておったけれども、海抜がほかの日本の空港よりも、かなり高いということもあって選ばれたのではないかなとい

う話もその際にしておりました。そういったことの中で、特定利用空港に指定されたのではないかと思います。

以前から、この南紀白浜空港の空港の跡地などについては、以前から災害時の拠点として利用すると。これは前の仁坂知事のときも、そういうふうな話でありました。そういう説明を私らも受けたわけです。それが変化をしてきていると、午前中の堅田議員への答弁の中でそういうふうに思ったんです。この地域は災害に対して、ほかへ物資輸送する拠点にすると、それは以前から変わっていないと思うんですが、特定利用空港に指定されたことによってかなりの危険性も高まっていくと私は思います。そのことについてどのように思っておられるのか。

特定利用空港に指定された意味というか、災害だけではなくに、防衛が本来の業務であると思うんですが、それを先駆けて指定をしていくということについては納得がいかないと思うわけです。

また、ドローンについて、イスラエル製なので、元はイスラエル軍が使用しており、今、ガザ地区の問題がいろいろと紙面や映像で見ますけれども、イスラエルとパレスチナの現地からの報道というのもあります。今は停戦しておりますが、イスラエル製のドローンを使つての殺りくが、日々行われていたと。多くの子供たちも犠牲になっています。そういうイスラエル軍需産業への支援をしていることになります。伊藤忠商事株式会社などはイスラエル製の導入についての契約を打ち切ったと、このように聞いております。

南紀白浜空港を使ったこのような試験はやめさせるべきだと思います。そして、専守防衛に徹するべきだと思います。そのことについて、どのように、考えますか。

○議 長

南紀白浜空港のことについての質問事項ですので、今の質問では飛躍した解釈での仮定の質問になって少しかけ離れた本来の質問できる範囲ではないと議長としては思うんです。南紀白浜空港の特定利用空港の指定についての考えを、もう少し簡潔にまとめて質問をしていただきたいと思います。イスラエル製の軍需産業等という文言は、南紀白浜空港についてという質問事項からかけ離れているので、もう少し簡潔にまとめて、再質問をしてください。

1 番 廣畑君

○1 番

根本的に安全保障の問題が関わっていると思います。今、テスト飛行をしているイスラエル製のドローンについて、ガザ地区で使用しているということがあります。だからその利用については、貸してほしくない、利用してほしくないという意味でありますので、このことについては、どうぞ再質問でよろしくお願ひしたいと思います。

○議 長

今の質問の趣旨としましては、南紀白浜空港が特定利用空港に指定された場合、そういった懸念がないのかと、ということだと思いますので、町長、質問について答弁できますか。

廣畑君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番 外 町長 大江君

○番 外（町 長）

今の質問の趣旨は、また平行線をたどるか分かりませんが、もう一度重ねて申し上げますけれども、あくまでも特定利用空港というものに対して私が賛成を申し上げたのはや

はり、これで白浜町の防災というものに対してのいろんなことが進んでいくんじゃないかというようなことがまず、第一義でありました。話が飛び飛びになりますけれども、イスラエル製のドローンのことについてですが、私はあくまでもこの川崎重工業株式会社の実証実験を南紀白浜空港で行っている中での、私の思いはやはり、今朝も堅田議員からも質問がありましたように、物資を運べないところ、災害があつてというところに、陸路も使えない中でどのように空港を、空を利用してということで私は何とか川崎重工業株式会社のドローンが利用できないかということに関しましては、今、話合いをしているところであります。

ですから、イスラエルでどう使っているのかどうか分かりませんが、そういう論法からいけば、今、日本の自衛隊が装備をしている軍備は全てほとんどがアメリカ製であつたり、あるいはフランス製やイギリス製というものであります。アメリカがどこかで紛争を起こしてそれを使っているからけしからん、それもやめろといったら我々は丸裸になるわけでありませう。ですから、そこは私は今質問がありました、このイスラエル製のドローンに関しましては、私はあくまでも災害時、防災を含めた利用ができないかということで今、川崎重工業株式会社との話合いは進めているところであります。

それと、重ねて申し上げますけれども、やはり、自衛隊の本来業務というのはまさに、国を守ってくれる、今この瞬間この時間でも広範な日本列島を自衛隊の皆さんが守ってくれているわけでありませう。陸海空、それぞれの自衛隊の皆さんが崇高な使命を果たしていただいているということに関して、再度私は感謝を申し上げたいと思います。

2011年の東日本の大震災以来、自衛隊が18回災害救助要請で行きました。その中で、恐らく2001年のテロ、9.11があつた以降、世界が激しく動きましたけれども、あれ以降私は、最近の子供たちというのは、自衛隊というのは恐らく災害救助隊というような位置づけをされておられるほうが多いんじゃないかと。日本では幸い戦争が起こっていませんから。やはり紛争地域でないということの前提というものがあつて、初めて自衛隊が多国籍の協力として行ったわけでありませう。あの当時、小泉政権の中で有事法制関連3法案がつくられたんですけれども、私も国会議員をさせていただいて議論に参加した1人として、日本は日本だけということではなくて、同じ志を持つ国同士がどういうふうにお互いが支え合つて、また、協力し合つて平和を求めていくのかというのが、私は議論の根底にあつたと思つております。

そういう中で、本来業務というものに関しましての定義というのは、廣畑議員がおっしゃるように国を守る、防衛ということでありますから、そこはもう変わりがないと思っております。

この間1つ私が残念だつたのは、特定利用空港に関しまして、知事が、米軍が来たときどうするんだという議論があつたときに、あのときたしか質問されたのが藤本眞利子さんだつたかな。私は非常に知事の答弁はがっかりしました。やはり我々がここで何か災害があつたときに、あの東日本大震災でもそうですけれども、米軍がトモダチ作戦で来てくれて自衛隊と一緒に1人でも救うんだと、命を救っていくんだ、救助をするのだという、私は1人だけでなく恐らく全国民の大方の皆さんはあの行動に対して感謝もし、感動もしたんだというふうに思います。

ですから、もし機会があつたら知事にも翻意を促したいと思ひますけれども、私は決して、防災以外の目的で今の現空港に米軍が来るようなことはないと思ひております。いろんな災

害に対しての救援というものに対して、私は拒むべきものは何一つないと思っておりますので、そういう中で南紀白浜空港が特定利用空港という形の中で活用していただくということであれば、私は大変ありがたいかなと思っております。大変答弁が長くなりましたけれども、改めて私のこの思いを申し上げまして、答弁に代えさせていただきたいと思います。

○議 長

再質問に対する当局の答弁が終わりました。

それでは、再々質問がありましたらこれを許可いたしますけれども。

それでは、1番 廣畑君。

1番 廣畑君

○1 番

繰り返しになりますけれども、やはり南紀白浜空港の利用については、イスラエル製のドローンを使用することは誤りだということを申し上げて終わります。

○議 長

以上で、南紀白浜空港についての質問を終わります。

次に、児童・生徒への防災教育についての質問を許可します。

1番 廣畑君

○1 番

それでは、1月14日、南海レスキュー2024が旧南紀白浜空港などで行われました。地元の自治会への回覧では、見学場所がないから一般の見学は遠慮してほしい旨が書かれていました。それなのに多数の町内の児童が参加していました。このことについて質問をいたします。

そもそもなぜ児童らが見学することになったのか、その経緯を説明いただきたい。

それから、参加した児童・生徒の人数や学校数、どのような手段で現地まで行ったのか。自衛隊がバス代まで出したというが、本当ですか。

自衛隊は、今、隊員の成り手が減少しています。学校をターゲットに宣伝、募集活動を強化しているのは分かっていますか。

県内でもある学校では、職場体験の一環として自衛隊の見学に行っているといいます。先ほども言いましたけれども、自衛隊は国際的には軍隊であります。一般の職場と同じという認識が教育現場でされていることについて、どう思いますか。

子どもの権利条約では、18歳以下を軍隊で戦闘に参加させること※、15歳未満を自国の軍隊に採用しないことなどが書き込まれ、判断能力がまだ備わっていない子供を軍隊に近づけなくすることを求めています。この点から見て、いくら防災をうたっているからといって、学校への自衛隊の浸透をどんどん無批判にしていっていいのか、問われていると思いますが、どうですか。

【※令和7年第1回定例会（第3号）P4に訂正発言あり】

参加した小学生の会話です。「自衛隊に行こうかな」、そしたら別の子供が「そんな、命をかけんなんねで」、こうした会話がありました。報道によると、自衛隊のサービスハンドブック、幹部隊員用・サービス参考資料には、「自衛隊はその規律の基礎を戦闘に置く」「戦闘の規律から発して全て平時の規律がつくられていることが、一般の社会の規律とは異なっている」としています。しかも、安全保障関連法の下、今の自衛隊は専守防衛ではなく、海外の戦場で殺し、殺される任務に当たる危険が高まっています。労働基本権も保障されていません。一般

の職業や企業と同列に扱うことはできません。服従が自衛隊の規律維持にされていることが、いじめやハラスメントを生んでいるのではないかと思います。

2024年の防衛白書によると、年間1,700件超えのハラスメント相談があったそうです。そうした本質に触れずに、判断力の未熟な小中学生に、学校教育の場で宣伝、募集行為をするべきではありません。

国際的なルールがあります。日本も加盟する国際刑事裁判所に関するローマ規程は15歳未満の子供を自国軍隊に徴用、もしくは志願入隊させることを戦争犯罪としています。各地の職業体験では、戦車に乗せたり、殺傷能力のある武器に触れるなどが行われています。国際的ルールから見ても、子供に武器に触らせることはふさわしくありません。このことについて答弁を求めます。

○議長

廣畑君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番 外 教育長 豊田君（登壇）

○番 外（教育長）

廣畑議員から、児童・生徒への防災教育についてのご質問をいただきましたので、お答えいたします。

まず教育委員会に、12月中旬に自衛隊和歌山地方協力本部田辺地域事務所から、1月14日に行われる南海レスキューの訓練の紹介がありました。各学校では、防災について工夫して取組を行っています。その中の一助となることを考え、各学校に紹介しました。この訓練の見学については、各学校が参加・不参加の判断をしました。現地には、スクールバスや自衛隊に用意していただいたバスを各校乗り合わせて参加させていただきました。当日は町内8校から小学生150名、中学生9名が見学をいたしました。子供たちは、災害派遣車両の使用用途や各ブースで説明を聞き、災害時から自分たちを守ってくれるためにどのようなことが必要なかを学ぶことができました。今回の見学で、今後起こる可能性が高いと言われている地震だけでなく、その他の自然災害に対しても自分ごととして受け止めるようになるとともに、このような形で自衛隊が対応していることを知ることで、災害への不安も軽減されたと思います。

学校は子供たちに見学というだけでなく、防災に対する事前や事後の学習を行ったことで、子供たちの防災意識を高めることができたと思っております。それは実施後のレポートや振り返りなどを見てもよく分かりました。今回の自衛隊の南海レスキューの見学は、大規模災害発生時に対して、児童・生徒が自分にできることを考えるきっかけとなり、意義深いものであったと考えています。

○議長

当局の答弁が終わりました。

再質問があればこれを許可します。

1 番 廣畑君

○1 番

教育長から答弁いただきました。

個人で行くのではなく、学校で連れていくということについては、防災という形のいろいろな面を学ぶことがあったということですが、子どもの権利条約の面で、子供たち児童を安

全に注意しながら教育をしていくことについて、もう少し細かくしてほしいと思います。

古い話になりますが、私も中学１年か３年のときに、町長のお父様である大江敏一県議員の県政報告会に参加しました。ちょっと蛇足ですけども。そのときに、富田事務所の２階でやったんですが、基本、おじさんばかりでしたけれども、自衛隊の宣伝の８ミリだったと思います。１６ミリだったら技師がいるので８ミリだったと思いますが、その映画を見ました。Ｆ１０４か、戦闘機の映像が何分間か忘れましたが、見て格好いいなと、そのように思いました。だから、自衛隊というのは自分自身の少年の頃の思い出がありました。

しかし、世界的に見れば、自衛隊というのは軍隊だというようになっています。教育上の話の中では感想とか、そういったものを指導するんですけども、触れさせないことが大事ではないかと。それぞれの親御さんが連れていくのであれば、親の了解の下でありますけれども、そのあたり十分注意をして取り組んでいかなければならないのでは。

そういう意味で幾ら防災と言っても、学校として見学に行くのは無理があるように思いますが、いかがですか。

○議 長

廣畑君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番 外 教育長 豊田君

○番 外（教育長）

廣畑議員の再質問にお答えします。

あくまでも児童・生徒の防災教育についてご質問をいただいております。それと、教育委員会のほうからこうしなさいという指導は一切ございません。むしろ、たくさん来てもらっても困るみたいなのところがあったので、できるだけ無理のない範囲でという話をしていますので、各学校で子供たちのためを思って考えた判断でございます。教育委員会としても、わざわざ感想を集めたわけではなく、各学校から持ってきてくれたんです。それを読んだら子供たちが、災害のことについて考えるようになったということで、非常に防災教育としては適切だったというふうな学校からの考えも寄せていただいております。自衛隊を見に行っただけではなくて、災害のときに、子供たちが一体どうしたらいいのだろうかということを学びに行っただことだと私は考えております。決して、自衛隊の意義であるとか、議員がおっしゃられた、そういうことではなく、純粹に、地震が一番大きいんですけども、津波とかそういうときに、子供として一体何ができるんだろうということを、もう一度、子供たちが考え直す場になったということで、非常に有意義な場だったと思います。

なので、教育委員会としては、防災教育として、非常に役立つものだったと考えております。

○議 長

ただいま当局から、再質問に対する答弁が終わりました。

次に、再々質問があればこれを許可します。

１ 番 廣畑君

○１ 番

防災教育ということであれば、白浜消防や役場の防災担当課、また県の防災の係といった防災のプロこそ、学校教育の場にふさわしいと思います。そういう専門家を尊重して、予算も防衛費並みに、たくさんつけて防災教育に臨む、このことが本来の意味、姿であるのと違

うかと思えます。

以前から僕も、ここで言うても何ともならないことではありますけれども、やはり自治体消防というのがあるんですから、地方自治体の中で自治体消防として取り組んでいけることもあります。もちろん、防災の中で自衛隊にというときもありますし、先ほどの町長の話の中でも、災害の現場ではいろいろしてくれました。

しかし、こういうことも聞いています。東北の災害救助・救援に行った消防士の話ですけども、自衛隊については実力組織であるし、指揮命令、先ほどの災害といえども服務規程があります。機動力というか、指揮命令系統で行くな・行けということがあるので、この今の現場で必要だと思うことに着手できない点があったということ、行かれた消防士から聞いています。そういうことから、防災についてはもっと防災にかかる予算を上げていってほしいという思いがあるということ、これを述べまして、この質問については、終わります。

○議 長

以上で、児童・生徒への防災教育についての質問を終わります。

次に、大阪・関西万博への小中学生の参加についての質問を許可します。

1 番 廣畑君

○1 番

大阪・関西万博への小中学生の参加について。

さきの12月議会でも質問したことなんですが、「安全面で容認できない事態があると判断した場合、教育委員会として参加中止を指導するか」との質問をしたところ、教育長は、「参加・不参加は学校が判断することではあるが、安心・安全な状況が保たれていないということであれば、教育委員会として十分に指導していく」との答弁でした。

そこでお伺いします。現時点で、和歌山県大阪・関西万博教育旅行参加支援事業を利用して、大阪・関西万博の見学に行くことを決定した学校、検討している学校、不参加を決めた学校はどれぐらいあるのか。小学校と中学校に分けて答えていただきたいと思います。

また、教育委員会としては、会場の安全性は保たれているとお考えなのでしょうか。昨年12月の第2交通バスターミナル、団体専用のバス乗り場で、メタンガスの測定結果が出ています。このデータだけを見ても、爆発下限界値の5%を超えている箇所が5か所もあります。5%を超えると測定器では測れないから「オーバー」とだけ書かれていますが、どれだけ濃い濃度のガスが出ているか分かっていない状況です。子供たちが、乗り降りするバス乗り場のすぐそばでそれだけの濃度のガスが冬場でも出ている。これではどうして、安全だと言えるのでしょうか。教育委員会として、安全性が保たれているとお考えですか。

○議 長

廣畑君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番 外 教育長 豊田君

○番 外（教育長）

廣畑議員から、大阪・関西万博への小中学生の参加についてのご質問をいただきましたので、お答えいたします。

昨年の定例会でもお答えしていますように、教育委員会としましても、大阪・関西万博は、次代を担う子供たちが最先端の技術に触れることができる貴重な機会であると考えています。今回、町内での参加希望校は中学校で3校となっています。小学校の参加数はゼロ校となっ

ております。当然のことではありますが、学校教育において安全確保は最も重要なことの1つであり、安心・安全が確保されていないと効果的な学習をすることができません。どのような学びにおいても、安心・安全な取組、環境づくりは最重要であると考えております。

メタンガスについては、日本国際博覧会協会は、これまでのメタンガスの検知の結果を踏まえながら、機械換気設備、検知器の設置、進入抑制装置、マンホール穴あき蓋への交換、浸水性舗装の必要な全ての工事を開幕日までに完了すると予定しています。その上で、会期中は、専門家の指導の下、会場内全域のガス濃度の測定、安全確認を常時行う体制を構築し、安全の状況について公表していくとありますので、改善されていると考えております。このような情報は大阪・関西万博公式ウェブサイトから見ることもできます。

各校はそれらの情報等から判断して行くようになります。前回も説明しましたが、今後、参加希望校においては下見だけではなく、教育委員会、わかやま教育旅行サポーターズ事務局とも連携を密にして、安心・安全な取組を進めていけるよう、また、学校から保護者や子供への周知をしていくよう指導していきたいと思っております。

○議長

当局の答弁が終わりました。

次に、再質問があればこれを許可します。

1 番 廣畑君

○1 番

今申し上げましたのは、メタンガスのことだけですけれども、地震や津波が起こったときの避難計画も不十分だと言わざるを得ません。子供たちの安全を考えるなら、不参加とすべきだと思いますが、どうですか。

1年ほど前に爆発事故が起こったのはトイレでしたね。トイレの建築の作業中だったように記憶をしております。それからバス駐車場ですが、そこに13本ガス抜き管、パイプを設置しているということでもあります。そういう中で火がついたら爆発するのは目に見えています。パイプの高さも2メートルより少し上の高さであります。それから、ここは管理型の最終処分場であります。埋立てでありますのでいろいろなものが捨てられている、安全性に欠ける、このように思いますが、そうしたことについて、再度、答弁を求めたいと思っております。

○議長

廣畑君の再質問に対する当局の答弁を求めます。

番 外 教育長 豊田君

○番 外（教育長）

日本国際博覧会協会は職員の防災研修をして、防災意識を向上させたり、令和6年度大阪府地震津波災害対策訓練に参加し、関係機関との連携強化を図ったりしています。参加する学校においても、職員が避難場所なども事前に確認し、当日に臨むように指導していきたいと思っております。いろいろ提案をいただいておりますが、それも含めて、大阪・関西万博の見学に行ける3校については安全に行かせていただきたいなと私は思っております。

○議長

当局の答弁が終わりました。

次に、再々質問があればこれを許可します。

1 番 廣畑君

○ 1 番

やはり早く判断しなければいけないと思います。先ほどの管理型の最終処分場にバスを駐車し、そこで子供たちが乗り降りする。そのことについては、どうなるか分からないわけがあります。乗り降りする駐車場が危険なのは明らかであります。様々な展示に対する学校行事の学習は、危険と隣り合わせているようにも思います。直ちに中止を求めて、この質問は終わります。

○ 議 長

以上で、大阪・関西万博への小中学生の参加についての質問は終わります。

以上をもって、廣畑君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。

(休憩 14 時 11 分 再開 14 時 19 分)

○ 議 長

再開します。

引き続き、一般質問を行います。

通告順4番、9番 水上君の一般質問を許可します。

水上君の一般質問は、一問一答方式です。通告質問時間は、60分でございます。

質問事項は、1つとして、安心安全なまちづくりについて、2つとして、観光振興についてであります。

初めに、安心・安全なまちづくりについての質問を許可します。

9番 水上君（登壇）

○ 9 番

質問の前に、私は今回2項目通告させていただいたんですが、自分で通告した時間が60分ですので、質問事項も多くて答弁もしっかりしていただけるものだと思いますので、ご配慮いただいて、答弁していただける課長さん2倍速ぐらいでよろしくお願いします。

それでは、ただいまから質問させていただきます。

3月11日、東日本大震災、あの日からもう14年たちました。死者、行方不明、関連死の方を含めて2万2,000人の方が犠牲になられました。この地方で言えば、町が1つ消えてしまったと言えるほどの大きな災害でした。3月11日2時46分には黙禱をして追悼をさせていただきました。ご冥福をお祈り申し上げます。

今回は、安心・安全なまちづくりについて、防災の視点で質問をさせていただきます。

まず最初に、国の地震調査委員会は、南海トラフの巨大地震が今後30年以内に起きる確率について、1月1日時点で改めて計算し、これまでの「70%から80%」を「80%程度」に引き上げると公表しました。白浜町で策定されている地域防災計画の災害想定について伺いたいと思います。

○ 議 長

水上君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番 外 町長 大江君（登壇）

○ 番 外（町 長）

水上議員から、町において策定している地域防災計画の災害想定についてご質問をいただきました。

議員がおっしゃられたとおり、本年１月に政府の地震調査研究推進本部（地震調査委員会）は、地震の規模がマグニチュード８から９クラスとする南海トラフ巨大地震が今後３０年以内に起きる確率をこれまでの「７０％から８０％」を「８０％程度」に引き上げて公表しました。私たちの住むここ白浜町でも、この南海トラフ巨大地震に対する防災・減災対策が非常に重要であり、昨年８月及び本年１月に発生した日向灘を震源とする地震に起因した南海トラフ地震臨時情報や、ここ紀伊半島と同じく、半島地域で発生した令和６年能登半島地震など、町民の方々が地震災害に対して懸念されていることと存じます。南海トラフ巨大地震の発生を防ぐということは、残念ながら人の力ではできませんが、地震に関する被害を想定し、必要な対策を講じておくことで、被害を小さくする減災対策は可能であると考えており、引き続き、防災対策の充実を図ってまいりたい所存でございます。

議員よりご質問いただきました地域防災計画の災害想定に関しましては、担当課長より答弁させます。

○議長 長

これから答弁をされます担当課の各課長におきましては、答弁におきましては省略することなくしっかりと説明をお願いいたします。

番外 地域防災課長 木村君

○番 外（地域防災課長）

地域防災計画の災害想定についてご答弁申し上げます。

南海トラフ巨大地震における白浜町の地震・津波想定につきましては、最大震度７の地震が発生し、最大の津波高は１６メートル、津波の到達時間は１メートルの津波高が海岸の早い場所では３分で襲来し、町全体の４．８％に及ぶ９６０ヘクタールが津波による浸水の影響を受けることが想定されています。また、現在白浜町地域防災計画に掲載しております県が公表した町全域における建物被害想定は、総棟数１万３，８００棟のうち、全壊が６，４００棟、半壊が２，９００棟、人的被害では、死者数が５，３００人、重軽傷者が１，４００人に上ることが想定されてございます。

○議長 長

９番 水上君

○９ 番

この想定から、地震、津波対策として減災するためには、国は２０１４年から２０２３年度末までに死者を８割減らす、建物の全壊も半分に減らすと減災目標を定めています。白浜町の想定を再確認した中で課題を見つけ、減災・耐震、また、それを町はさらに考えなければならないと思います。

そして次は地域防災計画の見直しはどのように進められているのか、お尋ねします。近年地震、津波、台風、豪雨などの自然災害が全国で頻発しており、最新の被害想定をもとにした防災計画の見直しが不可欠です。現在の白浜町の被害想定は最新の情報を反映したものとなっていますでしょうか、お尋ねします。

○議長 長

番外 地域防災課長 木村君

○番 外（地域防災課長）

地域防災計画は災害対策基本法の規定に基づきまして、災害の予防、災害発生時の応急対

策、災害からの復旧・復興に関する事項等について、災害に関する事務や業務を総合的に定めた計画となっており、毎年検討を加え、必要に応じ計画を修正することとしております。現在、町の被害想定につきましては、平成26年に県が公表した被害想定を計画に反映しているところですが、現在、県において被害想定の見直し作業が行われており、この見直し作業の結果が公表される令和7年度には、被害想定を町においても地域防災計画に反映していく予定としてございます。

○議 長

9番 水上君

○9 番

地域防災計画の見直しは、気候変動や海面上昇の影響を考慮した防災対策も検討されているのかお伺いします。

○議 長

番外 地域防災課長 木村君

○番 外（地域防災課長）

議員ご質問の気候変動や海面上昇の影響を加味した被害想定の結果が、国や県から公表された場合や、これらの影響により、気象に関する警報等の発令基準が変更となった場合には、必要な防災対策について検討の上、計画を更新していくことになります。

○議 長

9番 水上君

○9 番

そのような場合の更新情報も私たちにお知らせいただけたらと思います。

次に、県の令和6年度の新地域防災計画に準じた新白浜町地域防災計画で見直された箇所を伺いたいと思います。

○議 長

番外 地域防災課長 木村君

○番 外（地域防災課長）

令和6年度の和歌山県地域防災計画では、きめ細やかな被災者支援や、目指すべき自助、共助、公助等、多岐にわたる事項について内容の修正が行われたところでございます。町においても、県が修正等した内容を考慮しまして、現在見直し作業を行っているところでございます。

○議 長

9番 水上君

○9 番

この見直しについても、ホームページなどで発信されることと思います。

次に、災害時に自衛隊派遣要請と、知事との迅速な連携、そして自衛隊との事前の訓練、シミュレーションは実施されているのでしょうか。知事との緊急連絡体制はどのように整備されているのか、災害対策本部の指揮系統のシミュレーションについて、お伺いします。

○議 長

番外 地域防災課長 木村君

○番 外（地域防災課長）

自衛隊への派遣要請につきましては、災害発生時、または発生するおそれのある場合は、町長から県知事に対しまして自衛隊の災害派遣を要請し、県から自衛隊に部隊の派遣の要請を行うこととしております。この際の緊急連絡体制につきましては、和歌山県総合防災システムによる地上通信回線及び衛星通信回線を整備しておりまして、災害時における通信手段の確保に万全を期しているところでございます。また、災害対策本部の指揮系統につきましては、白浜町職員防災体制で確立をされておりまして、より実効性のある災害対策本部の体制が取れますよう、継続した訓練を行っていきたいと考えております。

○議 長

9 番 水上君

○9 番

それでは次に、避難所運営についてお伺いします。

避難所における停電対策、災害時の停電に備え、避難所の電源確保も必要です。避難所には非常用電源、発電機、蓄電器、太陽光発電などは備えられているのでしょうか。お考えをお伺いします。

○議 長

番外 地域防災課長 木村君

○番 外（地域防災課長）

避難所における停電対策につきましては、災害時における停電に備えて、可搬式の発電機 55 台、可搬式の蓄電池 6 台を町が開設する避難所及び町施設に分散して備蓄をしているところでございます。

○議 長

9 番 水上君

○9 番

避難所が幾つあるのかとか、そういう町の施設に分散するのはどういう方法なのかとお伺いしたいところですが、次にします。

被害時の情報共有をできると避難者も安心できます。通信手段の確保、Wi-Fi であるとか衛星電話、ラジオなどは十分でしょうか。停電が長期化した場合の電力供給の体制はどうなっていますか。

○議 長

番外 地域防災課長 木村君

○番 外（地域防災課長）

災害時の通信手段の確保につきましては、町が開設する避難所に防災行政無線のシステムを利用した連絡通話機や優先電話の機能を有する N T T 特設公衆電話用の回線の引込みを行っておりまして、災害時に孤立集落となる可能性がある日置川地域におきましては、通信手段の確保を目的とした衛星携帯電話を配備しており、これら複数の手段による通信手段の確保を行っているところでございます。また、通信機能と情報処理機能を兼ね備えた耐災害ネットワークナブネットによる町内 23 か所の Wi-Fi スポットにおいて、災害時でも利用可能なネットワークを構築しているところでございます。

○議 長

9 番 水上君

○ 9 番

現在の町の備蓄量、飲料水であるとか食料はどれぐらい確保されていて、また、生理用品や乳児用ミルク、おむつ、高齢者用のケア用品など、特定の方に必要な物資の備蓄量と賞味期限などのチェック、補充計画はできているのかお尋ねします。

○ 議 長

番外 地域防災課長 木村君

○ 番 外（地域防災課長）

町の飲料及び食料備蓄量につきましては、南海トラフ巨大地震の被害想定による町の避難所避難者数に対しまして、備蓄を行っております。また、生理用品、乳幼児用液体ミルク、乳幼児用及び大人用おむつ等の物資につきましても、一定数備蓄をしております、これらは分散備蓄計画等によって適切な管理に努めているところでございます。

○ 議 長

9 番 水上君

○ 9 番

災害時に優先すべき避難経路、安全な避難ルートの確保とその通知、町内の道路や橋の安全性チェックと補修、点検もチェックリストに上げておく。現状はどこまでできているのでしょうか。

○ 議 長

番外 建設課長 清水君

○ 番 外（建設課長）

ご質問の町内の道路や橋の安全性チェックと補修、点検につきましては、町道は月 1 回道路パトロールを行い、異常が発見されればその都度調査や修繕工事を実施し、橋梁についても、道路メンテナンス事業で点検及び診断をし、その結果を判定して必要性の検証を行い、予算措置後に修繕工事を行っています。

以上です。

○ 議 長

9 番 水上君

○ 9 番

それでは次に、なぎさホームの跡地の活用についても数年前から、地域防災の拠点施設や公園などとして地元では県からの払下げを切望してきましたが、県から借り上げて避難場所として防災拠点づくりとしてはどうか、考え方はどうでしょう、お尋ねします。

○ 議 長

番外 地域防災課長 木村君

○ 番 外（地域防災課長）

なぎさホーム跡地につきましては、平成 25 年度より払下げの要望を町に地元町内会からいただいているということは承知しております。しかしながら、本件土地につきましては、県が指定した土砂災害警戒区域内に位置することから、私ども防災担当課としましては、防災拠点への利用で県に払下げをお願いするということは考えておりませんので、ご理解をお願いいたします。

○ 議 長

○9 番

なぎさホームの跡地が土砂災害警戒区域内に位置するからといえば、白浜第2小学校も、土砂災害ハザードマップではイエローゾーン内で、土砂災害が発生した場合に住民などの生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われるとあります。白浜第2小学校の場合は2階に避難することにはなっていますが、これが津波の場合も、ここが避難所になっております。昔、危険区域と位置され公表されて、白浜町でそれを全戸に配っていただいて、自分の土地がどこにあるかというのを皆さん確認できたかと思います。そのときに私はレッドゾーンなどはもう、土砂災害、危ないよという印がついているので、この土地については新たな建築確認は下りるのでしょうかと質問したこともあります。

次に、災害ごみの集積場所等処理体制、災害時に発生する大量の瓦礫や家屋の廃材の集積場所は確保されていて、住民が適切にごみを処分できるように、処理方法の周知も事前に広報やFMラジオなどでも広報されてはどうでしょう。昨年も質問させていただいております。

○議 長

番外 生活環境課長 榎本君

○番 外（生活環境課長）

災害ごみの処理について、事前広報についての答弁をさせていただきます。

白浜町一般廃棄物処理計画におきまして、大規模災害時に発生する災害ごみの一時集積場所として町内7か所を候補地として選定してございますが、災害の状況によりましては、候補地が被災していたり、また候補地までの道路が寸断されて開設できないなど、必ず候補地を一時集積場所として整備するとは限られず、状況によりましては、候補地以外の場所に一時集積場所を整備することも考えられます。災害の種類や規模によって対応は異なり、開設する一時集積場所を整備するにも、扱う廃棄物の種類や分別の方法によっては、許可や同意を必要とする場合もございます。また、一時集積場所の舗装であったり、受け入れるための設備、そして排水の処理設備などの整備を考えますと、それぞれの一時集積場所によって違いが生じることなどから、受入れが可能となった段階におきまして、速やかに周知することとしてございますので、事前に公表、また周知するというのは困難でございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議 長

9 番 水上君

○9 番

それで他府県との処理協定というのはできているんでしょうか、お尋ねします。

○議 長

番外 生活環境課長 榎本君

○番 外（生活環境課長）

他府県との災害ごみの処理に関する協定についてご質問いただきました。

災害ごみの収集運搬、処理、処分につきましては、和歌山県が主体で、県内の産業廃棄物協会やトラック協会、土木施工業者、一般廃棄物収集運搬業者等との間で協定を締結されておりますけれども、町独自で県外の自治体等との協力体制につきましては、現在のところ協定

等の締結はいたしてございません。今後、国や県、広域圏等で取組がございましたら、積極的に参加をし、検討してまいりたいと存じますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議 長

9 番 水上君

○9 番

それでは、町が避難場所や避難ビルなどの協定を結ばれている場所、また、会社が何社かあると先ほどお伺いしましたが、随時公表していただきたいと。そのことについてはいかがでしょう。

○議 長

番外 地域防災課長 木村君

○番 外（地域防災課長）

現在、津波避難ビル指定は8か所ございまして、そのうち6か所が協定による民間施設となっておりまして、これらの避難ビルを含む、町が指定する緊急避難場所につきましては、津波ハザードマップにより掲載し、公表しているところでございます。

以上です。

○議 長

9 番 水上君

○9 番

津波ハザードマップを見逃しているの、申し訳ありません。出しているんです。ただ、津波ハザードマップができた後にも提携しているところがあるのかと思うんですが、避難ビルにはその旨の表示があると分かりやすく、必要だとご意見をいただいています。高知県ではその表示があるそうです。また、きしゅう君の家のような表示があれば、子供やお年寄り、住民への共通認識が持てるのではないかと思います。

次に、避難所での女性が安心して使えるトイレの整備状況はどうでしょう。

○議 長

番外 地域防災課長 木村君

○番 外（地域防災課長）

能登半島地震におけるトイレ事情を教訓にしまして、町では、簡易トイレや携帯トイレの充実に取り組んでおります。また、災害時において、より安心して利用していただけるトイレカーの導入を進めているところでございます。

○議 長

9 番 水上君

○9 番

避難所でのトイレの問題は食べ物より困ったという実情だと言われている。簡易トイレの充実は取り組むと答弁されました。

目標とするトイレの数は、過去の災害や、国際基準から避難者1人50人あたりに便器が1つあれば、長時間並ぶことなく使用できて、被災者の健康管理上よいとされています。

トイレカーですが、トイレカーの被災地での課題は、流す水の確保が困難だったと。それからまた、くみ取りの頻度と利用頻度が合わない、処理問題があるということも聞いております。

次に、女性トイレの専用スペースや男女別の更衣室、授乳室の設置状況、生理用品を受け取りやすい仕組みは整備されているのでしょうか。

○議 長

番外 地域防災課長 木村君

○番 外（地域防災課長）

避難所運営においては、利用可能なスペースに限りがあることから、生活スペースをある程度共有いただく必要がありますが、安心して避難所生活を送ることのできる安全な環境を確保するため、町では、避難所運営マニュアルを策定しまして、プライバシーへの配慮や乳幼児等の要配慮者のための福祉避難スペースの確保に努めているところでございます。

○議 長

9番 水上君

○9 番

先日から、3か所で防災講義を受講しました。白浜町を防災時に強いまちにするための具体的な施策としては、自分の暮らすところや地形を知り、自助、まず、自分の命は自分で守る。町としては、防災訓練の実施頻度を増やし、住民の防災意識向上を図る計画があれば早急に住民と共通認識を持てる施策として取り組んでいただきたいと思います。取組について、考え方を伺います。

○議 長

番外 地域防災課長 木村君

○番 外（地域防災課長）

議員が冒頭でも述べられましたように、南海トラフ巨大地震の発生確率が引き上げられたことや、昨年来からの能登半島地震を受けまして、各地区や団体から数多くの防災訓練や防災講習会開催の要請をいただいているところでございます。また、これら防災訓練や講習会では、参加者がより実践的な訓練となるような内容を取り入れてございます。また、実際に能登半島地震の支援に行った際の経験談等も、講習会で紹介させていただいておるところでございます。

今後につきましても、本年11月30日に予定してございます総合防災訓練をはじめ、町民のさらなる防災意識の向上が図れるよう努めてまいりたいと考えております。

○議 長

9番 水上君

○9 番

能登半島地震の支援に行った消防本部の報告を女性グループで聞かせていただきました。慣れない環境で電波もつながらず、水もない中での被災者の救援、安否不明者の捜索など、大変ご苦労もあったかと思います。お疲れさまでした。

先ほど地域防災課長の答弁の中にもありましたが、能登半島へ支援に行かれた職員さんもうらっしゃいますので、何とかいろいろな住民の方にも、その体験を報告できる機会があったらいいかなと思いました。また、住民の方は個人でボランティアとして能登半島の被災地に入った方もいらっしゃいます。

次に、町内のバリアフリー化について基本的な構想ができているのでしょうか。町内の公共施設、観光施設などはバリアフリー法に準じたまちづくりができていますのかお尋ねします。

○議 長

番外 総務課長 玉置君

○番 外（総務課長）

白浜町におきましては、バリアフリー法第25条に基づくバリアフリー基本構想は作成しておりませんが、和歌山県福祉のまちづくり条例に基づきまして、設計マニュアルの整備基準に沿った公共施設や道路整備に努めてございます。今後も、各施設の所管課におきまして、現状等精査し適宜必要な整備に努めてまいります。

○議 長

9番 水上君

○9 番

白浜町でも、地域や家庭で助け合い、住み慣れた町で暮らせる環境やまちづくりとして、公共施設や道路などもバリアフリー化を推進するために、バリアフリー基本構想を策定していただきたいと思います。

先日、田辺市の新庁舎見学に行かせていただきました。何回も行かせていただいているんですが、田辺市ではもう既にバリアフリー法の基本構想もつくっておりますので、いろいろ障害をお持ちの方のご意見をいただいて庁舎を造りましたという話でした。やはりこういう道路であるとか構造物について、公共施設、そういうところについて、ぜひともバリアフリー基本構想を策定していただけるように、町の中で、職員の中でそういう協議会、検討をする機会があればと思います。

次に、街灯の設置の状況について伺います。町が暗いと指摘されています。街灯はLEDへの変換ができて電気代も安くなったと聞いてはいますが、老朽化で撤去しているものもあるそうで、町内の街灯の数が減っているということはないのでしょうか。

○議 長

番外 総務課長 玉置君

○番 外（総務課長）

地域に設置されている防犯灯につきましては、各地域における防犯対策等の一環として、設置場所の判断も含めまして、町内会または区といった各自治会において対応していただいているところでございます。設置数につきましては、3年ごとに各自治会で調査しており、令和3年度の調査で2,471基、令和6年度の調査時点では2,498基となっており、少しずつでありますけれども、増えている状況でございます。

○議 長

9番 水上君

○9 番

白浜町の防災力の強化と誰もが安心して暮らせるまちづくりについて、特に防災対策においては迅速な対応、安全な避難、備蓄の充実、住民の意識向上、女性、子供、高齢者、障害者への配慮など、多角的な視点から強化していく必要があります。

町として、これら課題に対する対策などについて、ただいまお伺いしましたが、これらを踏まえて、今後の取組についてお伺いいたします。

○議 長

番外 地域防災課長 木村君

○番 外（地域防災課長）

南海トラフ巨大地震をはじめ、防災・減災対策は非常に重要であり、議員からのご提言にあるように、多角的な視点から様々な対策を強化するためには、行政による公助だけではなく、一人一人の自助、地域で助け合う共助、私ども行政が行う公助の連携が必要不可欠であり、今後一層の連携を図ってまいりたいと考えております。

○議長

9番 水上君

○9番

ぜひとも各課、連携を図っていただきたいと思います。

今回の質問には書いていませんが、災害関連死についても予防策や課題を考えておかなければならないと思います。

次に、津波浸水予測について、南海トラフを発生源にした最大クラスマグニチュード9の津波被害想定と、県が従来から想定しているマグニチュード8.6の東海・東南海・南海の3連動地震の2つに分けて検証を進めると報告されています。東日本大震災は日本の観測史上最大でマグニチュード9.0、震源域が岩手県から茨城県沖までの南北500キロメートル、東西約200キロメートルの広範囲に及び、この地震によって発生した津波は最大波高が岩手県陸前高田市で15メートルを超え、最大遡上は岩手県宮古市で38.9メートルまで達しました。また、2005年12月25日、インドネシアのバンダアチェの津波のマグニチュードは9.2だそうです。津波は50メートルのところまで駆け上って被害が出て、海から5キロメートル離れたところでも時速20キロメートルの勢いで津波が押し寄せました。歴史もやはり無視できませんので、こういうことも知り、白浜町の地形や災害リスクを踏まえ、最も効果的な避難対策を講じることが必要です。

町として住民が迅速かつ安全に避難できるように、避難行動について等、徹底の周知が重要です。複数の情報伝達手段を考え、県の防災ナビやLINE、ツイッターを活用した個別避難通知システムを研究し、住民が使えるように指導すること、防災無線の強化、聞こえにくい箇所、地域を調べ、高齢者や障害者には防災ラジオ音声通知サービス、個別受信サービスを導入してもらう。災害時の生活インフラの確保、飲料水などについて、給水スポットの設置や給水車、非常用タンクの確保と配置についてもお考えをお伺いします。

○議長

番外 地域防災課長 木村君

○番 外（地域防災課長）

まず、私のほうから、災害時における情報伝達についてご答弁させていただきます。

災害時における情報伝達の方法といたしましては、防災行政無線による一斉放送に加えて、全国瞬時警報システム、通称Jアラートを連動させた自動一斉放送、災害情報共有システム、通称Lアラートによるテレビ画面へのテロップの配信、安全・安心メールやコミュニティFM放送を活用した防災情報の発信等の伝達手段を複合的に活用しております。また、防災行政無線が屋内で聞こえにくい場合の戸別受信機の設置や、防災行政無線放送の聞き直しができる防災情報案内サービスの活用等、町民の皆様へ迅速かつ的確な情報伝達に努めているところでございます。

○議長

番外 上下水道課長 山口君

○番外（上下水道課長）

災害時の飲料水等の確保につきましては、各避難所に備蓄しているところですが、大規模な地震が発生した際に各地域の拠点にございます、配水池の水を緊急遮断弁により流出を止め、給水車等により各避難所等へ飲料水を供給することも想定してございます。

給水車につきましては、今年度1台配備いたしました。また、日本水道協会和歌山県支部水道災害相互応援対策要綱に基づく協定に基づき、各自治体からの受入れも想定しています。避難所等に設置する組立て式給水タンクの年次的購入を進めており、また、プールや池等の水をろ過滅菌し、飲料水として使用できる緊急造水装置も1台配備しております。そのほか公共施設等への応急給水栓の設置及び耐震性貯水槽の整備等についても検討を始めておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長

9番 水上君

○9番

次に、どこが危険でどこへ逃げるべきか住民がすぐに判断できる環境を整える。多言語対応も含め、観光客向けの避難情報も明確化する。自治体が宿泊施設と協定を結び、災害時に受入れ可能な施設を確保する。そのことについてお考えを聞かせください。

○議長

番外 地域防災課長 木村君

○番外（地域防災課長）

観光客の方々をはじめ、誰もが安全に避難行動を行っていただくために、現在地が分かるGPS機能を備えた和歌山県防災ナビを活用いただき、町内のどこにいても、災害情報のご確認ができるよう、町内のホテル等の観光施設に防災ナビの冊子配布を行い、それぞれの施設で直接観光客の方々に啓発をいただいているところございます。また、災害時の受入れに関しまして、一時避難施設、避難所等に関する協定の締結、町内の避難誘導と看板の多言語表記を行うなど、円滑な避難行動の支援対策を継続して実施しているところございます。

○議長

9番 水上君

○9番

ぜひ誘導灯、看板、多言語表記、そして、移動行動の支援対策、継続してよろしく願いいたします。

次に、防災に強い白浜町を実現していくためには、町民全員にハザードマップを確認させる効果的な方法として、ハザードマップを配るだけではなく、「見てもらう仕組み」をつくることが重要です。町民全員が「自分事」としてハザードマップを確認できるようにするには、方策を考えていたらお伺いします。

○議長

番外 地域防災課長 木村君

○番外（地域防災課長）

議員ご提言のとおり、ハザードマップは一人一人が「自らの命は自らが守る」という意識の下、平時から災害リスクと取るべき行動を確認いただくために、非常に重要な役割があり

ます。このため、先ほど答弁させていただきましたが、和歌山県防災ナビを含め、その重要性を地域の方々に対しても防災講習会や広報等を通じまして、引き続き啓発に努めてまいりたいと考えています。

○議 長

9 番 水上君

○9 番

防災ナビ、そして、防災講習会、これを引き続き啓発すると、たくさんの方に活用の仕方を知っていただくということは大事かと思います。ぜひ、具体的な行動計画を考え、進めていただきたいと思います。

昨年、事前復興計画策定についても質問をしました。復興計画については内容が多岐にわたるので、役場全体での検討をし、策定には数年の期間をかけた取組となると答弁をいただいております。

令和6年度において関係課で組織する検討委員会を立ち上げると聞いておりますが、国ではガイドラインも策定されております。田辺市でも既に策定されていますね。危機管理の要諦は、最悪を想定して大きく構えて小さく収める。最初の段階で最悪を考えて思い切った大きな対策を取り、そして状況によって徐々に体制を小さくしていくことだと、住民の方のアドバイスです。

これで防災について、いろいろお伺いしましたが、次に、現状の小中学校での防災授業について、お尋ねしたいと思います。

○議 長

番外 教育長 豊田君

○番 外（教育長）

小中学校における防災学習についてのご質問にご答弁を申し上げます。

各校におきましては、危機管理マニュアルを作成して、個別の事案に対しての対応が検討されています。また、学校防災計画にのっとり、避難訓練も計画的に実施されています。地震は「いつ・どこで起きるか分からない」ということもあり、避難訓練については、授業中だけではなく、休み時間や集団下校をしながらではありますが、下校途中に地震が起きたことを想定しての訓練も行っている学校もあります。

児童・生徒は、地震、津波等の災害に対応した防災教育や避難訓練に取り組み、避難3原則に沿って、自分の命を守ることができる行動について学んでいます。避難訓練実施後には児童・生徒だけでなく教職員も振り返りを行い、児童・生徒の安全確保、学校の防災体制について課題と成果を洗い出し、改善に努めています。

さらに、避難訓練以外の防災教育をするに当たり、昔起きた津波や阪神・淡路大震災の体験談や能登半島地震で救助に行かれた方の話を聞く学校もあります。ほかにも、実際に校区内を歩き、標識や危ない場所の確認をしながら写真を撮り、ハザードマップを作成した学校もあります。ハザードマップを作るということは児童・生徒にとって防災という視点から、より自分の住んでいるまちを知ることにつながっていきます。

防災教育を行うことで、単に知識として防災について知るだけでなく自分事として捉え、自発的に考え、行動する力も育んでいきたいと考えております。

○議 長

9 番 水上君

○9 番

防災教育については、過去何回も取組についてお伺いいたしました。下校途中に想定して訓練もしている、そして訓練の後、振り返りもしている、津波ハザードマップを子供たちが作っていると、いろいろ新たに取り組んでいることも報告いただきました。ありがとうございます。

それでは次に、ハザードマップ学習を学校教育に組み込む、そのハザードマップを確認する時間を設けるということについてはいかがでしょうか。

○議 長

番外 教育次長 廣畑君

○番 外（教育次長）

白浜町の作成した各種のハザードマップを活用することは大変有用だと考えます。避難訓練の後など、ハザードマップを取り入れる防災学習をし、それを家に持ち帰り、家族で話をする機会を持ってもらうことで、児童・生徒だけでなく、家庭の防災意識がより高まるようになることを考えるため、各学校に紹介していきたいと考えております。

○議 長

9 番 水上君

○9 番

ありがとうございます。防災についてたくさんの答弁、回答をいただきました。

また、教育長におかれましては、3月いっぱい退職されると、ご退任と聞いておりますが、長く白浜町の教育行政にありがとうございます。お世話になりました。今後ともどうぞよろしくお願いします。

それでは、これで防災について、安心・安全なまちづくりについては終わります。

○議 長

以上で、安心・安全なまちづくりについての質問を終わります。

次に、観光振興についての質問を許可します。

9 番 水上君

○9 番

町の基幹産業である観光産業は、数年の地域間競争、白浜では単価の引上げや民泊の増加でニーズの多様化、また、旅館、ホテルでは人手不足で100%の客室稼働ができないなど厳しい現状であると聞いております。

白浜町の観光客数は、平成24年度から微増傾向にあったものの、コロナ禍により令和2年以降は減少し、いまだ回復には至っていません。

そこで観光振興に向けた取組ではありますが、観光振興には総合的な観光プロモーション、観光資源の創出と活用、観光情報の発信の強化、観光ネットワークの形成と連携、広域連携など、これらについて町の考えと実施状況についてお尋ねします。

○議 長

水上議員、本来でありましたら一問一答方式でありますので、これでは五問一括になりますので、今後気をつけてください。

水上君の質問に対する当局の答弁を求めます。

○番 外（観光課長）

水上議員より、観光振興に向けた取組についてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、1項目めの観光振興には総合的な観光プロモーションの取組が必要ではということですが、白浜町の歴史は古く、白浜温泉は愛媛県の道後温泉、兵庫県の有馬温泉と並んで日本の三古湯や、西の別府、東の熱海と並んで日本の3大温泉地に数えられるなど、歴史を持つ温泉観光地であるとともに、真っ白な砂浜、ヤシの木が立ち並ぶ風景が姉妹浜であるワイキキビーチを連想させる白良浜は、多くの海水浴のお客様に訪れていただいている一方で、全国的な知名度は、関西を除くと、まだまだ高くないのが現状で、和歌山県などと協力しながら、関東圏や中京圏など、ある程度ターゲットを絞り、集中的にプロモーションを行うなどの取組を行ってございます。

2点目の観光資源の創出と活用についてでございます。

数ある観光地から白浜町を選んでいただくには、絶えず魅力あるコンテンツなどを発信する必要があると考えており、関係機関をはじめ地域一体となり取組を行っており、去年は町内の多くの事業者の皆様と一緒に体験メニューをクーポンとして売り出し、好評を得たところでございます。また、町単独事業ではございませんが、オープントップバスを町内で試験運行するなどの取組を行っており、引き続き新たな魅力づくりに取り組んでまいります。

3点目の観光情報の発信強化についてですが、昨今のトレンドを見ていると、T i k T o kやユーチューブなどから広まることが多く、いかにニーズをつかみ、的確に情報を求められているところに発信するかが重要となっております。情報発信ツールや年代など消費者ニーズに応じた情報発信を心がけているところで、引き続き情報発信につきましても力を入れていきたいと考えてございます。

4点目の観光ネットワークの形成と連携についてでございます。

コロナ禍以降の旅行形態やニーズの変化、インバウンド需要の回復などから、より多くの観光コンテンツが求められており、需要の変化やトレンドを見逃さない、また、いろいろなつながりを使った魅力づくりは欠かせないと考えてございます。例えば、先月まで実施をしていた体験クーポンは、個々の事業者がいろいろな取組を行い集客していたものを体験クーポンという形で商品化し、連携して取り組むことで、地域としても訴求力や魅力の向上につながったと考えてございます。

5点目の観光連携についてです。

先ほどの答弁にもあったように、絶えずお客様のニーズを満たすように新たな魅力を発信していく必要がある中、1か所滞在型では限界があると考えてございます。やはり広域でお客様に訴求していく必要があると考えており、去年の10月21日には白浜町、九度山町、高野町で観光連携協定を締結し、取組を始めたところでございます。既に東京でのプロモーション活動などを実施し、旅行業者等の反応もよく、広域連携の重要性を感じているところでございます。

○議 長

9番 水上君

○9 番

ありがとうございます。取組については、今ご報告いただきました。ほかの質問をさせて

いただきます。近年民泊が増えてきたと。隣の家に急に客のような出入りがあると話題になっておりますが、この宿泊施設の許認可はどうなっているのでしょうか。

○議長 長

番外 生活環境課長 榎本君

○番 外（生活環境課長）

民泊施設の許可についてのご質問をいただきましたので、答弁させていただきます。

議員ご質問の急速に増加するいわゆる民泊につきましては、安全面、衛生面の確保がなされていないこと、騒音やごみ出しなどによる近隣トラブルが社会問題となっていること、観光旅客の宿泊ニーズが多様化していることなどに対応するために一定のルールを定め、健全な民泊サービスの普及を図るものとしまして、住宅宿泊事業法が制定されたところでございます。この法律におきまして、住宅宿泊事業者は、都道府県知事等への届出、そして住宅宿泊管理業者は、国土交通大臣の登録、住宅宿泊仲介業者は、観光庁長官の登録が必要とされてございます。

和歌山県では住宅宿泊事業法による届出に併せまして、住宅宿泊事業者、住宅宿泊管理業者及び管理業務の一部を再委託されたものが守るべき和歌山県独自のルールを定めた条例が制定されてございまして、法に基づく添付書類に加えまして、条例に基づく書類を作成し、提出していただく必要がある旨を示して啓発されてございます。住宅宿泊業を営む際には、この届出が必要となりまして、届出が受理されれば営業ができることとなります。

○議長 長

9番 水上君

○9 番

民泊も旅館と同じような防災指導や入湯税などがありますか、どうなっていますか。お伺いします。

○議長 長

番外 消防長 楠川君

○番 外（消防長）

今、民泊に対する防災指導、それに関連する設備等についてのご質問いただきました。

民泊施設につきましては、ホテル、旅館等と同じ宿泊施設として消防本部では取り扱っております。宿泊施設に設置しなければならない設備といたしまして、主なものに消火器、自動火災報知設備、誘導灯などがございます。消火器は延べ床面積150平方メートル以上の施設に対して設置が必要です。自動火災報知設備は、延べ床面積に関係なく全ての宿泊施設に設置が必要ですが、300平方メートル未満の施設等比較的小規模な施設に対しては、自動火災報知設備に代えて、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置することができます。この設備は、住宅用火災警報器に類似したつくりであり、自動火災報知設備に比べて安価、また、業者に委託することなく、自ら設置することも可能であります。

民泊は上記の条件に当てはまるものが多いため、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置する施設が多く見られます。誘導灯は基本的に全ての施設に設置が必要ですが、一般住宅を宿泊施設等として利用する場合は、次の条件を満たすことで免除となります。

主な免除条件といたしましては、建物内の見やすい場所に避難経路図を掲示すること、及び2階以上の各居室に携帯用照明器具を設置することです。消防用設備以外では、じゅうた

ん類やカーテン類を防災製品とするように消防法で定められております。施設の所有者等は、消防用設備等を整備した上で、消防に消防法令適合通知書の申請を行い、消防は申請に基づき、消防設備の設置検査及び消防法令適合検査を行います。検査の際は、消防用設備等の適正な設置及び維持以外に、避難経路や防火管理等についての指導を行います。検査の結果不備がなければ、消防法令適合通知書を交付いたします。所有者等は、消防法令適合通知書がないと保健所での民泊の届出ができません。

以上のとおり、民泊は小規模な施設が多いため、設備の簡素化や免除が可能となる場合がございますが、基本的にホテル、旅館等と消防設備設置基準の違いはございません。消防検査につきましても、ホテル、旅館等の宿泊施設も同様な扱いであり、民泊と防火・防災指導の違いもございません。

以上です。

○議 長

9 番 水上君

○9 番

お願いします。入湯税について。

○議 長

番外 税務課長 中尾君

○番 外（税務課長）

民泊の入湯税についてご質問をいただきました。

民泊についても旅館と同様に、宿泊施設が鉱泉浴場を設置している場合には、入湯税の課税対象となります。該当する宿泊施設の経営者には、鉱泉浴場経営申告書を提出していただき、特別徴収義務者として指定されます。その後、入湯税の申告書を提出し、入湯税を町に納めていただくことになります。

以上です。

○議 長

9 番 水上君

○9 番

次に宿泊税などについて、町はどう考えているかということもお尋ねします。

法定外の目的税で、導入されると観光振興に要する費用に充てられるということもあります。自主財源として考えられるのかということで、町の考え方をお伺いします。時間がないのですみません。

○議 長

番外 総務課長 玉置君

○番 外（総務課長）

宿泊税につきましては、各地方自治体が独自に実施している地方税であります。実施している自治体の宿泊施設に宿泊し、各自治体の定める条件に該当する場合に課税される法定外目的税です。

昨年6月には、和歌山県議会一般質問におきまして、地元選出の三栖拓也議員が宿泊税導入についての質問を行ったことに対しまして、岸本知事は、徴収コストや制度設計を含め県全体のバランスを考慮しながら、合意形成も含め県としてしっかり研究を行いたいとの答弁

があったとお伺いしております。

白浜町といたしましては、魅力ある観光地づくりのための新たな財源確保として、宿泊税の導入は1つの有用な手段であるというふうに考えてございますので、引き続き、県の動向を注視してまいりたいというふうに考えています。

○議 長

9 番 水上君

○9 番

まだ時間ありますので、申告をしているので、夏だけじゃない観光地をつくるには、考えていただけたでしょうか。どのようなお考えがあたりでしょうか。

○議 長

番 外 観光課長 新田君

○番 外（観光課長）

ご質問にお答えをさせていただきます。

現在も1年を通じて多くのお客様に来ていただけるよう取組を行っているところであり、夏季や繁忙期、例えば年末年始のような繁忙期以外を対象とした体験割引クーポンや団体バス補助などの取組を行っているところでございます。引き続き1年を通じて多くのお客様に来ていただけるよう取り組んでまいりたいと思っております。

○議 長

9 番 水上君

○9 番

分かりました。いろいろ答弁、ありがとうございます。

これで、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議 長

以上で、観光振興についての質問が終わりました。

これをもって、水上君の一般質問を終わります。

一般質問は、これをもちまして終結いたします。

本日はこれをもって散会し、次回は3月24日月曜日午前10時に開会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって散会します。

議長 溝口 耕太郎は、15時18分 散会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和 7 年 3 月 13 日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員